財政再建プログラム(案)の振り返り

令和2年2月

厳しい財政環境が継続する中、財政再建プログラム(案)(平成**20**年 6 月策定)においては、全事務事業をゼロベースで見直すとともに、**38**の主要検討事業について、具体的に見直しの方向性を示し、改革の取組みを進めました。

同プログラム(案)の策定から約**10**年が経過したことから、このたび、**38**の主要検討事業について、この間、どのような見直しを行ってきたのか、改めて振り返りました。

具体的には、財政再建プログラム(案)及びその後の行財政計画の進捗管理や、予算編成等による事業の見直しの状況について、時系列をおって整理しました。

今後とも、財政規律を堅持しつつ、この振り返りも踏まえながら、社会環境や府民ニーズの変化を的確に捉え、必要に応じて、事業の見直しやあり方検討を行うなど、限られた財源を最大限に活用して施策を展開します。

<目次>

1	(財)大阪府人権協会補助金	···1	20 地域見守り・コーディネーター関係事業	5
2	人権相談推進事業費補助金	3	21 障がい者就労支援関係事業	5
3	市町村振興補助金	5	22 障がい者福祉作業所運営助成費	5
4	市町村施設整備資金貸付金	8	23 病院事業費負担金·病院事業貸付金	5
5	私学助成(授業料軽減助成)	···10	24 地域就労支援事業	5
6	私学助成(経常費助成		25 小規模事業経営支援事業費補助金	···6
	〔小学校・中学校・高等学校・専修学校〕)	···14	26 企業立地促進補助金	6
7	私学助成(幼稚園振興助成)	···17	27 家畜保健衛生所再編整備事業	6
8	私立学校教職員共済事業補助金	··· 20	28 廃棄物処理対策整備推進事業	···6
9	私立学校退職金財団補助金	··· 21	29 安威川ダム、槇尾川ダム事業	6
10	府立大学運営費交付金	··· 22	30 泉佐野丘陵緑地整備事業	70
11	文化関係事業	··· 24	31 府営住宅(建替え、管理等)	···7
12	男女共同参画関係事業	··· 29	32 密集住宅市街地整備促進補助金	7
13	3 観光振興事業	31	33 箕面森町(箕面北部丘陵整備事業会計繰出金)	8
14	海外施設運営費・海外施設機能拡充費	33	34 警察官定数(政令定数外)	8
15	関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業	35	35 警察施設(署、交番等)の建替え等	8
16	3 4 医療費公費負担助成事業	···36	36 教育関係非常勤職員費	8
17	' 子育て支援関係事業	··· 42	37 時間講師・府立学校教務事務補助員等雇用費	90
18	3 救命救急センター運営関係事業	··· 44	38 3 5 人学級編制	···9
19) 高齢者の生きがい・地域生活支援事業	··· 47		

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース): 162 (162) 百万円

《予算の記載》 ():一般財源

府と市町村が同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策を推進していくため、協力機関である(財)大阪府人権協会に対して補助を行う。

2 事業内容

- ○府が全額補助している経費【⑳通年:80百万円】
- ·人件費(府派遣職員:3名)
- ・啓発事業 協会通信等の発行、人権侵害事例集の作成、公共交通機関等での啓発(地下鉄中吊り広告等)
- ・交流事業(広域的事業等) 府域 7 ブロックで共通テーマの下に交流会等実施
- ・相談・自立支援事業 法律相談、人権総合相談窓口、人権相談事例の集約・分析
- ○府:市町村=1:1で補助している経費【②通年:82百万円】
- ・人件費(プロパー職員等:11名)
- ・財団運営費(光熱水費、リース料、消耗品費等)
- ・交流事業(地域密着型事業) 各市町村での住民の交流会を実施

3 事業開始年度

- (人権協会は、⑭に府同促から改組)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

- ・運営補助を事業補助に転換し抜本的に見直す
- ・人権協会を活用するメリットが明確な事業に絞り込んだ上で、事業を効率的・効果的に実施

2 見直し内容

- ①人権相談・自立支援に関わる事業
 - ・市町村との役割分担等を踏まえ、より専門的・補完的事業に重点化
- ②人材育成、啓発に関わる事業
- ・協会の有する専門性等が発揮される事業に特化
- ・地域啓発交流支援事業は、平成20年度に廃止し、21年度に市町村人権協会等が実施する交流事業への助成から、公募によるモデル事業に対する助成に転換
- ③同協会の自立化と組織のスリム化
- ・府派遣職員3名の引き上げ(平成20年度末)
- ・プロパー職員の人件費補助も平成22年度末までに段階的に廃止

3 実施時期

平成20年8月

◆見直しの経過(改革工程表)

(人権相談・自立支援に関わる事業)

20年8月~ 専門的・補完的事業を実施

(人材育成、啓発に関わる事業)

20年度~ 専門性が発揮される事業に特化

21年度~ 公募によるモデル事業「コミュニティづくり協働支援事業」を実施

(協会の自立化と組織のスリム化)

20年度末 府派遣職員3名引上げ

20年度 プロパー職員人件費補助廃止を決定

22年度 22年度末にプロパー職員人件費補助を廃止

【効果額(百万円)】2058 20103 20108

《予算の記載》 ():一般財源

〈府民文化部〉

R2当初予算額: 43 (32) 百万円

見直しの経過(つづき)

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

人権相談・啓発事業は継続するが、事業実施主体を公募により選定 (24年度を目途に実施)



◆見直しの経過(改革工程表)

方向性どおり委託事業として実施済 【効果額(百万円)】 ②0 ②16 ②17

く主な事業 (見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等) >

《見直し後の事業》

◆人権相談·啓発事業費

1 事業目的

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図るため、平成13年3月に府が策定した「大阪府人権施策推進基本方針」で推進すべき施策として位置づけられた「人権意識の高揚を図るための施策」「人権擁護に資する施策」に取り組むため、人権相談、人材養成及び啓発事業を行う。 根拠法令:人権尊重の社会づくり条例

2 事業内容

・人権相談事業・・人材養成事業・人権啓発支援事業 【受託事業者の公募】 この事業は平成24年度から3年単位の委託事業として実施主体を公募した。平成30年度からも引き続き、公募により選定した。(3期目)・ヘイトスピーチの問題や性の多様性に関する無理解など、複雑・多様化する人権課題に的確に対応

(第4期プロポーザル選定委員会開催費67千円を含む。)

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

地域における相談者の立場に立った人権相談事業を実施する市町村に対して補助を行う。

見直し前額 (H20通年ベース):56(56) 百万円

2 事業内容

【事業内容】

- ○相談窓口での面接・電話・手紙等による適切な助言並びに情報提供
- ○事案に応じた適切な機関の紹介・取次ぎ
- ○人権問題の実情・課題・地域ニーズの把握

【事業主体】

○実施主体 39 市町村 ※政令市・中核市を除く

【補助の考え方】

500 万円×市町村ごとの係数×補助率1/2

3 事業開始年度

平成14 年度

【参考:相談件数の推移】 ⑭ 543件(34市町) ⑮808件(38市町) ⑯ 1.567件(40市町村) ⑰1.714件(39市町村) ⑱2.302件(39市町村)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

平成14年度に3年間のモデル事業として制度導入したものであり、既に6年を経 過しているが、相談件数に対する補助コストが極めて高く(約2.4万円/件※) なっており、廃止。

(※コストは、**H20**通年見込額を邸相談件数で除したもの)

2 見直し内容

本補助金としては廃止し、他の市町村に対する相談事業補助金と併せて交付金 制度を創設。

平成20年8月

3 実施時期

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<総合相談事業交付金>

23年度までは継続、24年度以降については、本事業の成果や効果を検証し、市 町村とともに本交付金のあり方を検討

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年9月)

人権相談をはじめとする4つの相談事業について、個々の相談事業としては廃止し、 市町村が地域の実情と住民ニーズに沿った取組みができるよう、要綱を制定し、交 付金化を実施

(20年12月)

平成21年度以降の同交付金制度のあり方等について検討し、結果について市町 村向け説明会を開催

(21年4月)

新交付金要綱の制定及び施行

【効果額(百万円) 12056 2056 2056

◆見直しの経過(改革工程表)

<総合相談事業交付金>

方向性どおり実施済

(相談件数や相談体制、創意工夫の取組みをポイント化し、実績をより重視した配 分区分に再構築し、市町村の相談事業の一層の機能強化を支援)

(主要検討事業2) 人権相談推進事業費補助金(つづき)

《予算の記載》 ():一般財源

<府民文化部>

見直しの経過(つづ

現在の事業

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

- ○見直しの方向性
- <総合相談事業交付金>

各市町村の実情や自主性を尊重しつつ、平成24年度以降の配分基準見直しを含めた交付金化後の市町村での取組実績による効果検証を行い、より効果的に事業目的の実現に寄与する制度をめざす。

◆見直しの経過(取組実績)

<総合相談事業交付金>

市町村の協力を得て、コスト関係調査及びヒアリング等を実施するなど効果検証を 行った。検証結果や市町村の意見等を踏まえ、より効果的な制度となるよう要綱改 正を行い平成**29**年度から適用した。

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

- ◆総合相談事業交付金
- 1 事業目的

住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進する。

開始終了年度:平成20年度~ 根拠法令:大阪府総合相談事業交付金交付要綱

- 2 事業内容
- ○対象事業 市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業 ○交付市町村 全市町村

R2当初予算額: 263 (263) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

市町村の自律的な行財政運営を支援。

見直し前額 (H20通年ベース): 1.210(1.210) 百万円

2 事業内容

- ・以下の①~④の事業に対して補助。
 - ① 地方分権の推進 ② 行財政改革の促進
 - ③ 広域行政の促進
- ④ その他、市町村の緊急課題への取組

・補助率 2/3以内(基本的に1/2)

(前回の見直し)

財政再建プログラム案(H11-13)に基づき、平成11 年度以降、公共施設の整備やまちづくり等に対する補助から、市町村が自律性を高めるための取組に対する支援 (制度再構築(経過措置有)

3 事業開始年度

昭和31 年度 ※創設当初は町村合併に対する支援(現行名称は、昭和40 年度から)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

補助採択している事業の多くは、市町村が本来自らの責任と財源に より実施すべきもの。平成21年度交付金制度の創設とあわせて、広 域的自治体として府が果たすべき役割を踏まえ、制度を検討する。

2 見直し内容

対象市町村や支援内容等について重点化を図る

3 実施時期

平成21年度

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年8月~)

再構築内容について検討・対象市町村及び支援内容の重点化・市町村と協議 (22年2月)

新制度の市町村説明

(22年4月)

新制度開始

【効果額(百万円)】200 210 2210

く財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

- ・平成22年度から、より市町村の自律化を重点的に支援する制度 (「市町村の自律化に向けた体制整備」や「行財政基盤の強化」へ の取組みを支援)に改正し、それを踏まえた算定項目を新たに設定
- ・3年後の25年において、制度の目的に沿って、本補助制度が十分に その役割を果たしているか効果検証を行う

◆見直しの経過(改革工程表)

(22年度)

- ・22年度算定項目により交付限度額を算定し、対象市町村に対して補助金を交付 (23年度)
- ・23年度算定項目を市町村に対して公表
- ・23年度算定項目に義務教育分野における先駆的な取組を追加
- ・市町村の意見も踏まえ、25年からの制度見直しを検討

(24年度)

- ・24年度算定項目を市町村に対して公表
- ・24年度算定項目に中核市(移行)支援を追加
- ・市町村の意見も踏まえ、25年からの制度見直しを検討

(25年度)

・補助金を一層効果的なものとするため、市町村の自主性をより尊重するという観点から、市町 村自らが設定した目標の達成状況に応じて補助金を配分する仕組みを新たに導入

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

○取組方針

市町村の分権改革の取組みへのインセンティブとして機能しているかどうか、改正後の制度の点検を行う。

◆見直しの経過(取組実績)

・市町村の分権改革の取組みに対する府のサポートにあわせ、当該取組みを後押しする制度として平成25年度に再構築した結果、下記のとおり、新たな権限移譲及び広域連携の構築、並びに分権改革を支える行財政改革が促進された。

《改正後の成果》 平成27年1月までの取組実績

- (1) 中核市移行 1件(H26)
- (2) 広域連携体制の構築
 - ・内部組織の共同設置、消防事務組合設立 各1件 (H25)
 - ·旅券発給事務の委託 4件(H26)
 - ・消防事務の委託 1件(H26)

等

- (3) 新たな権限移譲
 - ①H25移譲分 51事務
 - ②H26移譲予定分 8事務
- (4) 行財政改革の推進
 - 土地開発公社の解散
 - ・共同クラウドの導入
 - ・財政健全化団体からの脱却(H26)
- 等
- ・市町村が、引き続き分権改革を推進し、住民に身近な基礎自治体として充実・強化が図られるよう、適切 に運用していく。

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

○見直しの方向性

本補助金が、市町村における広域連携体制の整備、行財政基盤の強化等の取組みを後押しする制度として十分にその役割を果たしているか、効果を検証していく。

◆見直しの経過(取組実績)

市町村の分権改革の取組みに対する府のサポートにあわせ、当該取組みを後押しする制度として運用した結果、下記のとおり、新たな権限移譲及び広域連携の構築、並びに分権改革を支える行財政改革が促進された。

- ○中核市移行 3件(八尾市 平成30年度、寝屋川市 平成31年度、吹田市 平成32年度予定)
- ○新たな権限移譲の推進
- 22団体・延べ133事務(平成27年度)
- 20団体・延べ100事務(平成28年度)
- 14団体・延べ48事務(平成29年度)
- ○広域連携体制の整備

執行機関の共同設置、し尿処理事務の委託、図書館の相互利用等

○行財政改革の推進

公共施設の統廃合、自治体クラウドの導入等

R2当初予算額:1,053(1,053)百万円

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆市町村振興補助金

1 目的

市町村の自律化に向けた体制整備や行財政基盤の強化への取組みを支援 根拠法令:大阪府市町村振興補助金交付要綱

2 内容

市町村が将来に向けて自律していくことを府として後押しするため、「大阪発地方分権改革」の着実な推進に関する取組みや、市町村の自律化に向けた体制整備及び行財政基盤を強化する取組みに対して支援するもの

しの経過

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

市町村の公共施設の整備を促進するため、地方債制度を補完する観点から資金を貸付。

見直し前額 (H20通年ベース): 3.400 (3.400) 百万円

2 事業内容

- ・貸付利率 財政融資資金と同率
- ·貸付期間 $5\sim25$ 年以内(据置期間 $0\sim5$ 年)
- ·貸付残高 H19 年4 月現在 約1.116 億円

(これまでの見直し)

- ・財政再建プログラム案(H11-13)に基づき、平成11 年度以降、貸付額を段階的に縮減 ⇒通常分▲概ね30%、まちづくり分は廃止(H10 103 億円⇒ H13 41 億円)
- ・行財政改革プログラム案(H17-19)において、H19 以降、毎年1 億円ずつ縮減し、H22 に32 億円とする予定。

3 事業開始年度

昭和35 年度

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

・地方財政を取り巻く環境の変化

地方債の協議制移行、資産・債務改革に向けた取組の要請など、当該制度 を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度を再構築。

2 見直し内容

市町村の臨時的な財政需要への対応をサポートする制度として再構築。 (平成20年度は休止)

3 実施時期

平成21 年度

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年6月~)

再構築内容について検討

・対象市町村の重点化 ・対象事業の精査 ・今日的課題への対応 (20年12月)

21年度の事業費(20億円)を市町村に提示

(21年4月)

新制度開始

【効果額(百万円)】203.400 21.400 221.400

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

・地域主権をすすめる観点から、自治体経営に必要な資金調達は地方公共 団体自らの責任において行うことが基本

この間、国の地方債制度も充実(対象事業の範囲や充当率)してきており、 資金調達にあたっては、原則として既存の制度を活用すべきであるが、市町村の セーフティネットとして、当該貸付金が担ってきた機能は引き続き維持することが 必要

- ・ また、現状でも資金調達に苦慮している団体が存在している中、金融環境の 著しい悪化など、資金の独自調達が困難な場合においても、共同調達の仕組 みを構築するなどにより、低利で安定的に資金調達ができる仕組みを確保する ことが重要
- ・ したがって、本貸付金は当分の間、存続することとし、府と市町村が連携して 低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討をすすめる

◆見直しの経過(改革工程表)

(22年度)

・金融機関や市町村等の意見を踏まえ、府と市町村が共同で資金調達するために必要な条件等を整理

(23年度~24年度)

- ・仕組みの構築に向け検討を進め、実施の可否を判断
- ・共同調達に向けた課題の抽出

(25年度)

- ・低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築について検討したが、現在の金融環境や市町村の実情を踏まえると、ただちに共同調達などの仕組みの構築が必要な状況ではない。
- ・今後の方向性として、市町村の実情を踏まえ、当面は市町村の公共施設の整備にかかる臨時的な財政需要をサポートするセーフティネットとしての機能は 維持しつつ、安定的に資金調達できるよう適切な助言を行うこととした。

現在の事

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

○取組方針

市町村の財政運営ヒアリング等を通じて、安定的に資金調達できるよう適切な助言や地方債制度の柔軟な運用を図る。

◆見直しの経過(取組実績)

- ・財政運営ヒアリング及び起債要望ヒアリングを通じて、市町村に「交付税措置があり、充当率が高い起債への誘導」「銀行からの資金調達ではなく、低利な公的資金への誘導」など、地方債の効果的な活用を助言。また、電話による個別相談にも対応。
- ・市町村の実務担当者の地方債知識向上を図るため、地方債事務取扱講習会を実施。(平成26年4月開催)また、市町村の実務担当者向けの地方債に係る資金調達研修を実施(平成26年9月開催)し、地方債の更なる知識向上を図った。
- ・市町村の公共施設の整備にかかる臨時的な財政需要の対応をサポートするため、 本貸付金を活用し、引き続き財政運営に対する適切な助言や地方債制度の柔 軟な運用など、安定的に資金調達できる環境を整えていく。

<当面の財政運営の取組み(案)における見直し>

○取組内容

市町村の実情や課題を踏まえ、市町村にとってより効果的な制度となるよう運用の見直しを検討する。

◆見直しの経過(取組実績)

・市町村へのアンケート結果を踏まえ、市町村の財政事情及び財政需要に応じ、 効果的な貸付を実施している。

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆市町村施設整備資金貸付金

1 目的

市町村が公共施設を整備するにあたり、国の地方債制度を補完する観点から、その整備に係る資金を貸し付け公共施設の整備促進を図る。 開始終了年度:昭和35年度~ 根拠法令:大阪府市町村施設整備資金貸付要綱

2 内容

市町村施設整備資金の貸付け

【貸付額】20億円

【利 率】貸付日の政府資金と同率

【貸付期間】5~30年以内(据置期間0~5年) ※対象施設の種別による

【対象事業】義務教育施設整備事業、都市計画公園整備事業、ごみ処理施設整備事業、道路・街路整備事業等等

【貸付先】府内市町村、一部事務組合

R2当初予算額: 2,000(2,000) 百万円

見直し前額 (H20通年ベース): 6.858 (6.663) 百万円

く教育庁>

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

私立高等学校及び私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者負担の軽減を図るため、各学校の行う授業料軽減事業に対し助成を行う。

2 事業内容

所得区分に応じて以下のとおり補助(年額)

- A 生活保護世帯 35 万円
- B 年収 ~430万円 25万円
- C 年収 ~ 5 0 0 万円 1 8 万円
- D 年収 ~800万円 12万円
- ※生徒1人当たりの助成額(⑱予算) 大阪府 77,584円(全国2位) 全国平均 18,880円

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

- ・本府の補助制度は、他府県に比べて極めて高水準にある。
- ・補助対象となる生徒の割合は全体の50%近くに及び、所得が高い層について、 補助を廃止又は縮減する。
- ・これに伴い貸付額の増大が見込まれる育英会制度について、持続可能性の観点から所得要件の見直しを行う。

2 見直し内容

○授業料軽減制度

- ・所得区分 年収680万円超の層は補助対象外とする。
- ・補助単価 年収430万円以下の世帯については据置き、それを超える所得階層 については引き下げる。

見直し後

A 生活保護世帯 35万円 (据置)

B 年収 ~ 4 3 0 万円 2 5 万円 (据置)

C 年収 ~ 5 0 0 万円 1 5 万円 D 1 年収 ~ 5 4 0 万円 1 0 万円

D 2 年収 ~ 6 8 0 万円 6 万円

○育英会貸付金

- ·所得要件 1,100万円 → 約809万円 (旧日育程度)
- ・所得算定 主たる学資負担者 → 保護者合算(軽減助成と同じ)
- ・未償還金の回収に一層努める。

3 実施時期

平成21年度入学生から適用

◆見直しの経過(改革工程表)

(授業料軽減助成)

20年8月 各年収区分の課税標準額を定め、21年度入学生から適用され

ることをHP等にて公表

21年4月~ 21年度入学生から適用

※国の就学支援金制度の導入にあわせて、「授業料支援補助金」として再構築し、22年度から実施

(育英会貸付金)

20年9月 所得要件を見直し、21年度募集を実施 21年4月~ 徴収体制を強化(「滞納ゼ□作戦」)

【効果額(百万円)】200 21460 22920

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<私学助成(経常費助成など)>

(授業料支援補助金)

- ・高等学校については、公立・私立高校における学校間の競争条件を整え、エンドユーザーである生徒・保護者の学校選択の自由度をさらに拡大する観点から、現状でも全国 No. 1 の突出した水準(2位 東京都の予算額の1.5倍)である授業料支援補助金(22年度 創設)のさらなる拡充を検討する。
- ・あわせて、選択と集中の観点から、公立での受け皿がある小中学校に対する経 常費助成のあり方など、私学助成全体について検討を行う。

(大阪府育英会助成費)

- ・育英会奨学金貸付は、国の高校授業料実質無償化や、府の授業料支援補助金と一体的に運営していることから、高校等授業料無償化施策の影響や他府県の水準も踏まえ、授業料支援補助金を含めたトータルの修学支援策を検討するなかで、奨学金制度が持続可能で、より効果的な制度となるよう再構築を図る。
- ・府では、授業料支援補助金の拡充を検討することとしているが、その場合、奨学金の貸付総額の縮減が見込まれる。奨学金制度の持続的な運営のためには、こうした縮減とあわせて、貸付内容の見直し検討のほか、滞納対策など債権管理の強化が必要。
- ・具体的には、奨学金貸付について、今後、授業料支援補助金の拡充とあわせた奨学金制度を構築するなかで、修学支援策として最も有効となるよう貸付上限額や対象の見直しを検討。また、入学資金貸付について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金の貸付への重点化を検討。
- ・債権回収におけるサービサーの活用について、費用対効果等を踏まえ検討。
- ・これらについては、平成24年度以降の実施を目途に検討。

◆見直しの経過(改革工程表)

- <私学助成(経常費助成など)>
- ○授業料支援補助金など私学助成の検討

「23 年度]

- ・中学校卒業時の進路選択段階で、公立高校・私立高校・高等専修学校の自由な学校選択の機会を提供するため、授業料支援の補助対象を所得中間層まで拡充する。
- ① 所得中位の世帯(年収めやす610万円未満)の生徒まで授業料無償
- ② 生徒の70%(年収めやす800万円未満)までは保護者の授業料負担10万円

○大阪府育英会助成費

(奨学金貸付について、上限額や対象の見直しを検討)

[23 年度]

- ・授業料支援補助金拡充により、奨学金貸付は大幅縮減見込
- ・公私を問わない自由な学校選択を支援する観点から所得基準を引上げ 【内容】・所得基準:現行 年収800万円→1,000万円へ引上げ
 - ·対象:私立高校、専修学校高等課程等(貸付限度額24万円)
- (入学資金貸付について、高校等入学資金の貸付への重点化を検討) 「23 年度]
 - ・現行制度により貸付実施(対象:24年度入学生)
 - ・高校等入学資金貸付への重点化(対象:25年度入学生~)

(サービサーの活用について検討)

[22年度~]

- ・効果的な活用手法を見極めるため費用対効果を検証中「23年度]
- ・検証結果を踏まえ、遠隔地、困難事案について活用

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

- ○取組方針
- <私学助成(経常費助成等)> (私学助成について)
- ・これまでの効果検証等を踏まえ、私学助成トータルのあり方について検討する。

◆見直しの経過(取組実績)

(私学助成について)

- ・授業料無償化制度のあり方検討については、自由な学校選択の機会の保障等の 観点から効果検証を行った。
- ・授業料無償化制度については、効果検証を踏まえ、今後の制度のあり方について検討中。

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

- ○見直しの方向性
- <私立高等学校等生徒授業料支援補助金>

これまでの授業料支援補助金制度の効果検証を踏まえ、今後の制度のあり方について検討中。

<大阪府育英会助成費>

育英会奨学資金貸付は、国の就学支援金や、府の授業料支援補助金と一体的に運営していることから、授業料支援補助金制度の検討を踏まえ、より効果的な制度となるよう検討中。

◆見直しの経過(取組実績)

<私立高等学校等生徒授業料支援補助金>

- ○授業料無償化制度の見直しにあたっては、公私の流動化やアンケート調査結果の分析、また、私学経営への影響、多額の一般財源を投入していることなど、様々な 観点から検討を行った。その結果、平成28年度以降については、多子世帯に配慮した支援を講じるとともに、制度の持続可能性の観点から、保護者負担を一部見直し、平成30年度の新入生が卒業するまでの3年間、適用することとした。
- <見直しによる効果額 H28:6億円/H29:12億円/H30:18億円>

<大阪府育英会助成費>

○授業料支援補助金制度の変更に伴い、平成28年度以降の新入生に対する奨学金貸付制度を改正した。

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》 R2当初予算額:14,175 (14,172) 百万円

◆私立高等学校等生徒授業料支援補助金

私立高等学校及び私立専修学校高等課程等に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図る。特に「教育の機会均等」の観点から15歳の進路選択時に公立高校・私立高校・高等専修学校の自由な学校選択の機会を保障するため、国の高等学校等就学支援金(※)と併せて授業料支援補助事業を実施する。開始終了年度:昭和42年度~

根拠法令:教育基本法第4条(教育の機会均等)、私立学校振興助成法第10条(その他の助成)、地方自治法第232条の2(寄附又は補助)

2 事業内容

私立高等学校等の設置者が、私立高校生等就学支援推進校に在学する生徒(生徒・保護者が府内居住者に限る)に対して行う授業料(施設整備費等を含む)の軽減事業に補助する。

【補助対象】114法人 「事業目標】次代の大阪の発展を支える人材の育成

【撤退ルール】私立高等学校入試における専願率が25%又は私立高校生等就学支援推進校への参加率が60%を下回る場合は制度を見直しする

<所得区分と授業料負担額>

	授業料負担額			
年収めやす	子ども一人 の世帯	子ども二人 の世帯	子ども三人以上 の世帯	
590万円未満	無償	無償	年 /学	
590万円~800万円未満	20万円	10万円	無償	
800万円~910万円未満	481,200円	30万円	10万円	

※ 高等学校等就学支援金(国事業:平成22年度~) R2 当初予算額:23,923(0)百万円 高等学校等の授業料に充てるために就学支援金を支給することにより、家庭の教育的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする制度。

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立学校の健全な発展に資する。

見直し前額 (H20通年ベース): 小中高 32.762 (27.709) 百万円 専修学校 1.400(1.400)百万円

2 事業内容(主なもの)

- ・私立学校の運営経費への補助金
- ・補助額=単価×児童・牛徒数 ・単価の決定ルール 国標準額(交付税単価+国補助額)と標準教育費の1/2のいずれか低い方を適用

【19年度単価】·高等学校 @293.560円(国標準額)

- ·中学校 @286,446円 (国標準額)
- ・小学校 @262,150円 (標準教育費の1/2)
- ・専修学校(高等課程)@293,560円(高等学校と同額)
- (注)標準教育費 公立学校に置き換えた場合の生徒1人あたりの所要経費

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

公立学校教育を含めた府施策全体の経費節減・見直しの一環として、経常費に 係る私学助成について、助成単価を引き下げる。

2 見直し内容

- ・高等学校・専修学校 従来ルールによる単価×▲10%
- •小学校•中学校 従来ルールによる単価×▲25%
- ⇒公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、原則▲10%。 但し、小・中学校は義務教育で公立学校の受け皿があること、高校の標準教育 費の比較において、2~3割の格差があることから▲25%。

3 実施時期

平成20年度

(20年度単価への改定、補助単価引き下げは、暫定予算期間内は適用せず)

年度	⑨標準教育費		② 助成単価 (従来ルール)		見直U内容		
		対高校		対高校		対高校	対標準教育費
高校	735,500		295,125		265,612		36.1%
中学	594,700	80.9%	288,026	97.6%	216,019	81.3%	36.3%
小学	524,300	71.3%	254,050	86.1%	190,537	71.7%	36.3%

◆見直しの経過(改革工程表)

20年7月 20年度本格予算で見直し実施

20年9月 授業料値上げの有無についてのアンケート調査を実施するとともに、 牛徒の就学機会の確保への配慮を要請

20年8~11月 各学校への影響等についてヒアリング調査

21年4月~ 見直し案どおり実施

【効果額(百万円) 1202.639 203.972 203.972

【主要検討事業6】 私学助成(経常費助成〔小学校・中学校・高等学校・専修学校〕) (つづき)

《予算の記載》

():一般財源

<教育庁>

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<私学助成(経常費助成など)>

- ・厳しい財政状況を踏まえれば、今ただちに経費節減を緩和することは非常に難しい状況。
- ・このため、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、プログラム案で実施 している経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、継続を検討せざるを得 ない。
- ※「従来ルールによる単価」×幼稚園 ▲ 2. 5%、小中学校 ▲ 25%、 高校・専各 ▲ 10%
- ※ 従来ルールによる単価 「国標準額」(国補助単価+交付税単価)と「標準教育費(公立1人あたり経費)の1/2 のいずれか低い方
- ・また、制度創設以降の社会経済情勢等の変化や国制度の充実などにより、府としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー(私立幼稚園3歳児保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助)を見直し、政策目的を明確化した事業へと再構築。
- ・さらに、専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準を上回る 助成効果の有無等を検証の上、現行助成水準の継続の可否を判断。
- ・なお、高等学校については、公立・私立高校における学校間の競争条件を整え、エンドユーザーである生徒・保護者の学校選択の自由度をさらに拡大する観点から、現状でも全国 No. 1 の突出した水準(2位 東京都の予算額の1.5倍)である授業料支援補助金(22年度 創設)のさらなる拡充を検討する。あわせて、選択と集中の観点から、公立での受け皿がある小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体について検討を行う。

◆見直しの経過(改革工程表)

<私学助成(経常費助成など)>

(経常費助成単価引き下げ等継続の検討)

[23年度]

・選択と集中の観点から、経常費助成単価の引下げの取組みを継続 (小学校▲25%、中学校▲25%、高校▲10%)

(補助メニュー見直し・再構築) 幼稚園に関する取組みは主要検討事業 7 を参照 [23年度]

- ・専修学校専門課程振興補助について、政策目的を明確化し、産学接続教育 等の推進を図る補助事業へ再構築
- ・「専修学校高等課程の経常費助成」は、大都市圏における専修学校高等課 程の役割や他府県水進等を踏まえ、現行の助成水準を継続

(授業料支援補助金など私学助成の検討)

主要検討事業5を参照

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

○取組方針

<私学助成(経常費助成等)> (私学助成について)

- ・これまでの効果検証等を踏まえ、私学助成トータルのあり方について検討する。
- ・平成20年度から行ってきた経常費助成単価引下げの取組みについては、平成26年度も引下げ率を縮減のうえ継続する。

◆見直しの経過(取組実績)

<私学助成(経常費助成等)>

(私学助成について)

・平成26年度から、府職員の給与の減額率が緩和されたことを踏まえ、私立学校の経常費補助金の補助単価の引き下げ率を復元した。

(高校 $10\% \Rightarrow 2\%$ 、小·中学校 $25\% \Rightarrow 15\%$ 、幼稚園 $2.5\% \Rightarrow 0\%$)

【主要検討事業6】 私学助成(経常費助成〔小学校·中学校·高等学校·専修学校〕) (つづき)

《予算の記載》 (): 一般財源

小中高 35.710 (30.448) 百万円

専修学校 1.245 (1.245) 百万円

R2 当初予 算額:

<教育庁>

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆私立高等学校等振興助成費

1 目的

教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立学校の健全な発展に資する。

開始終了年度:昭和23年度~

根拠法令:教育基本法第8条(私立学校の振興)、私立学校法第59条(助成)、私立学校振興助成法第10条(その他の助成)、地方自治法232条の2(寄附又は補助)

2 内容

【事業内容】教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るため補助する。

【補助対象】学校法人 87法人 (高等学校107校、中学校61校、小学校 17校、中等教育学校1校)

【補助単価】・従来ルールによる単価「国標準額」(国補助単価+地方交付税単価)と「標準教育費(公立1人あたり経費)の1/2」のいずれか少ない額・要求の内容 高等学校:従来ルールによる単価 小・中学校:従来ルールによる単価×▲15%

【積算根拠】補助単価×牛徒数(定員内実員) ※定員内実員は、収容定員と実員のいずれか少ない数

◆私立専修学校等振興助成費

1 目的

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立専修学校及び私立外国人学校の健全な発達に資する。

開始終了年度:昭和61年度~

根拠法令:私立学校振興助成法第10条、地方自治法第232条の2

2 内容

(1) 私立専修学校高等課程経常費補助金

【事業内容】高等課程を設置する学校法人に対し、経常的経費等の一部を助成

【積算根拠】補助単価:306,700円×3,802人

(2) 私立外国人学校振興補助金

【事業内容】外国人学校を設置する学校法人に対し、経常的経費等の一部を助成

【積算根拠】補助単価:77,000円×810人

※ 高等学校及び専修学校の補助単価については、府職員の給与の減額の緩和・終了に伴い、単価の引き下げ率を見直し済み (H26) 10%⇒2% (H27) 2%⇒0%

見直し前額 (H20通年ベース): 17.657 (14.822) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資する。

2 事業内容(主なもの)

【運営費助成】

- ・私立幼稚園の運営経費への補助金
- ·補助額=単価×園児数
- ・単価:国標準額(交付税単価+国補助額)(19年度単価) 学校法人園 @160,652円、学校法人園以外 @ 48,100円(学校法人園の30%) 【3歳児保育料軽減助成】
- ・3歳児の就園促進を目的とする補助
- ·補助額=単価×3歳児数
- ・単価 @23.000円

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

公立学校教育を含めた府施策全体の経費節減・見直しの一環として、経常費に係る助成について、助成単価を引き下げる。

2 見直し内容

平成20年度国標準額×▲2.5%

⇒他学種の経常費助成の見直しが▲10%以上であるが、幼稚園については、 私立幼稚園の経営状況、子育て支援の重要性を踏まえ最小限の経費節減として2.5%に緩和。

3 実施時期

平成20年度

(20年度単価への改定、上記見直しによる補助単価引き下げについては、暫定予算期間内は適用せず)

※3歳児保育料軽減助成については、21年度から所得制限(年収680万円程度以下)を導入(制度のあり方については、引き続き検討)

◆見直しの経過(改革工程表)

(経常費助成等)

20年7月 20年度本格予算で見直し実施

20年9月 予算等の概要及び補助金配分基準改定の検討状況等について 説明会を開催。保育料への転嫁について、慎重な対応を図るよ う、要請

21年4月~ 見直し案どおり実施

(3歳児保育料軽減助成)

20年8月~ ・所得制限導入について方針決定

・制度のあり方について幼稚園関係者と意見交換

21年4月~ 所得制限を導入

【効果額(百万円) 120210 21456 22456

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<私学助成(経常費助成など)>

- ・厳しい財政状況を踏まえれば、今ただちに経費節減を緩和することは非常に難しい状況。
- ・このため、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、プログラム案で実施 している経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、継続を検討せざるを得 ない。
- ※「従来ルールによる単価」×幼稚園 ▲ 2. 5%、小中学校 ▲ 25%、 高校・専各 ▲ 10%
- ※ 従来ルールによる単価 「国標準額」(国補助単価+交付税単価)と「標準教育費(公立1人あたり経費)の1/2 のいずれか低い方
- ・また、制度創設以降の社会経済情勢等の変化や国制度の充実などにより、府 としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー(私立幼稚園3歳児 保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助)を見直し、政策目的を明 確化した事業へと再構築。
- ・さらに、専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準を上回る 助成効果の有無等を検証の上、現行助成水準の継続の可否を判断。
- ・なお、高等学校については、公立・私立高校における学校間の競争条件を整え、エンドユーザーである生徒・保護者の学校選択の自由度をさらに拡大する観点から、現状でも全国 No. 1 の突出した水準(2位 東京都の予算額の1.5倍)である授業料支援補助金(22年度 創設)のさらなる拡充を検討する。あわせて、選択と集中の観点から、公立での受け皿がある小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体について検討を行う。

◆見直しの経過(改革工程表)

<私学助成(経常費助成など)>

(経常費助成単価引き下げ等継続の検討)

主要検討事業6を参照

(補助メニュー見直し・再構築) 専修学校に係る取組みは主要検討事業 6 を参照 「22年度]

・私立幼稚園3歳児保育料軽減補助について、22年度末で見直し

[23年度]

・預かり保育の拡充事業(大阪スマイル・チャイルド事業)として再構築

(授業料支援補助金など私学助成の検討)

主要検討事業5を参照

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

○取組方針

<私学助成(経常費助成等)>

(私学助成について)

- ・これまでの効果検証等を踏まえ、私学助成トータルのあり方について検討する。
- ・平成20年度から行ってきた経常費助成単価引下げの取組みについては、平成26年度も引下げ率を縮減のうえ継続する。

◆見直しの経過(取組実績)

<私学助成(経常費助成等)>

(私学助成について)

・平成26年度から、府職員の給与の減額率が緩和されたことを踏まえ、私立学校の経常費補助金の補助単価の引き下げ率を復元した。

(高校10% \Rightarrow 2%、小・中学校25% \Rightarrow 15%、幼稚園2.5% \Rightarrow 0%)

【主要検討事業7】 私学助成(幼稚園振興助成)(つづき)

《予算の記載》 ():一般財源

R2当初予算額:10.686(8.764)百万円

<教育庁>

見直しの経過(つづき

現在の事

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

- ○見直しの方向性
- <私立幼稚園振興助成費>
- ・子ども・子育て支援新制度の導入後、私立幼稚園として存続する幼稚園については、引き続き経常費助成等を実施するとともに、新制度の趣旨を踏まえ、長時間の預かり保育に対する補助制度を再構築することで、認定こども園への移行を促進し、府内の待機児童の解消や子育て支援の充実を図る。

◆見直しの経過(取組実績)

<私立幼稚園振興助成費>

○新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園への移行を促進し、府内の待機児童の解 消や子育て支援の充実を図るため、私立幼稚園に対して個別相談や意見交換 会などを実施するとともに、長時間の預かり保育に対する補助事業を認定こども 園移行支援事業に再構築した。

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆私立幼稚園振興助成費

1 目的

教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資する。

開始終了年度:昭和43年度~

根拠法令:教育基本法、私立学校振興助成法、地方自治法

2 内容

(1) 運営費助成 ○一般助成・経常費助成分 【対象】私立幼稚園設置者 【単価】国標準額で要求

・教育研究費等助成分 【対象】経常費助成を受けない私立幼稚園設置者 【単価】経常費助成単価の30% (昨年度と同額)

- ○3歳児特別助成(対象は一般助成と同じ)・経常費助成分【単価】昨年度と同額・教育研究費等助成分【単価】昨年度と同額
- (2) 特別支援教育助成費 【対象】私立幼稚園等設置者 【単価】国標準額で要求
- (3) 預かり保育事業 【対象】私立幼稚園設置者

平成30年度からは移行支援事業を再構築し、多様な保育ニーズに対応するため「平日の預かり保育の長時間化」や「長期休業日での実施日数増」が 促進されるよう、補助単価を設定した。

(4) キンダーカウンセラー事業 【対象】私立幼稚園等設置者

【主要検討事業8】 私立学校教職員共済事業補助金

《予算の記載》 ():一般財源 <3

見直し前額 (H20通年ベース): 690(690) 百万円

く教育庁>

ヨ時の事業概

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

私立学校教職員の福利厚生を図り、私立学校教育の振興を図る。

2 事業内容

独立行政法人日本私立学校振興・共済事業団が行う私立学校教職員共済事業に対し、学校法人及び私立学校教職員が納入する長期給付の掛金の一部を補助する。

補助総額=組合員数×標準給与 \times 12×補助率 補助率= 8/1000

※他府県の状況(平成19年度) ほとんどの府県が8/1000を採用 8/1000未満 5団体

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

府の財政状況に鑑み、補助休止及び補助水準の見直し。

2 見直し内容

~平成19年度まで 8/1000

平成20年度 休止

平成21年度以降 4/1000 (現時点での全国最低水準の補助率)

3 実施時期

平成20年度(補助率の引き下げについては平成21年度)

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成22年度】廃止(選択と集中による見直し)

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年度補助金)

見直し案どおり本格予算では措置せず

(21年度以降補助金) 21年4月~ 見直し案どおり実施

【効果額(百万円)】20690 2345 2345

当時の事業概要

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース): 1,230(1,230) 百万円

私立学校に優秀な教職員を確保し、その定着を図るために設立された(財)大阪府私立学校退職金財団の退職金給付及び給付積立金に対して補助を行う。

2 事業内容

補助総額=加入者数×標準給与×12×補助率 補助率= 28/1000(平成19年度の補助率36/1000を全国平均レベルへ引き下げ予定) ※補助率の全国平均 28.3/1000(平成19年度)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

府の財政状況に鑑み、補助休止及び補助水準の見直し。

2 見直し内容

~平成19年度まで 36/1000

平成20年度 休止

平成21年度以降 14/1000

- ※他府県の補助水準や財団の財政状況等を勘案し具体的な補助水準を決定。
- ※ (参考) 現時点での全国最低水準 14/1000

3 実施時期

平成20年度(補助率の引き下げについては平成21年度)

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成25年度】 9.8/1000に引き下げ(選択と集中による見直し)

<主な事業 (見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等) >

《見直し後の事業》

◆私立学校教職員退職金給付事業費補助金

1 事業目的

私立学校に優秀な教職員を確保し、その定着を図るために設立された公益財団法人大阪府私学総連合会の退職金給付及び給付積立事業に対して補助を行う。 開始終了年度:昭和43年度~ 根拠法令:地方自治法第232条の2(寄附又は補助)

2 事業内容

私立学校教職員を確保及びその定着を図るため補助を行う。

【補助対象】公益財団法人 大阪府私学総連合会

【補助率】標準給与総額×9.8/1000

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年度補助金) 見直し案どおり本格予算では措置せず

(21年度以降補助金) 21年4月~ 見直し案どおり実施

【効果額(百万円)】201.230 20615 20615

現在の事業

R2当初予算額:455(455)百万円

見直し前額 (H20通年ベース): 11.823(11.823) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

公立大学法人大阪府立大学の運営に要する経費を負担する。

(参考) 地方独立行政法人法第42条第1項

設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 事業内容

大学運営に係る支出見込額(人件費、管理運営経費等)から大学の収入見込額(授業料等)を差し引いた差額を交付。 (ただし、『大阪府の「予算編成にかかる基本方針 |及び「予算編成要領 |によっては、算定ルールを適用して計算された運営費交付金を調整する場合がある。』と計画に記載)

3 事業開始年度

平成17年度(地方独立行政法人移行に伴い創設)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

府の経費削減の取組みを踏まえ、運営費交付金の概ね1割程度を縮減

2 見直し内容

・運営費交付金について、府の取組みを踏まえ、経費を10%縮減(退職手当 は5%) の上算定

⇒平年度ベース △1.131百万円

20年度(退職手当以外を2/3換算)△771百万円

- ・中期計画の残期間(平成20~22年度)の縮減額合計△3.033百万円を 毎年均等に縮減(△1.011百万円/年)
- *なお、大学法人の自律化を促す観点から、自主的な取組による増収策や収入 増、経費節減により、今回の見直し額を上回って得られた効果額は、原則、法 人で活用できるものとする。

3 実施時期

平成20年度

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年度交付金)

20年8月~ 見直し案どおり縮減を実施

(21年度交付金)

21年4月~ 見直し案どおり縮減を実施

(22年度交付金)

22年4月~ 見直し案どおり縮減を実施

【効果額(百万円)】201.011 201.011 221.011

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

次期中期目標(23~28年度)において、運営費コストの精査、外部資金の 確保、納付金のあり方などを検討し、運営費に占める交付金率を引下げ

◆見直しの経過(改革工程表)

交付金額年90億円を基本に運営費に占める割合を50%とすることを28年度までに 実施予定(23年度から順次実施)

【効果額(百万円)】23209 24832 25931

見直しの経過(つべ

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

○取組方針

平成28年度交付金額を年90億円を基本に運営費に占める割合を50%とする。 (中期目標期間平成23~28年度で順次実施)

◆見直しの経過(取組実績)

・平成25年度当初予算に比べ、一般財源ベースで約40百万円の歳出を削減。 【効果額(百万円)】 2940

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

○見直しの方向性

平成24年度から導入した「学域制」をはじめ、現中期計画(平成23年度~28年度)における取組状況を踏まえ、次期計画期間中においても更なる効率的な運営や自主財源の確保に取り組む。

なお、次期計画期間中の運営費交付金については、統合など大学の今後のあり 方を踏まえて、改めて検討する。

◆見直しの経過(取組実績)

○中期計画期間中(平成29~34年度)の運営費交付金については、現状の水準は維持しながら、自己収入の確保と経費の抑制の取組みを継続することなどにより、引き続き適正化に努め、教育研究に必要となる運営費を確保していく。

R2当初予算額:10.613(10.563)百万円

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成30年度】 府立大学運営費交付金に統合準備経費を含める

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆大阪府立大学運営費交付金

1 目的

高度研究型大学としての教育研究水準の向上、社会をリードする人材の育成、産学官連携等の社会貢献など、公立大学法人大阪の活動を支援するため必要な経費を交付する。

開始終了年度:平成17年度~

根拠法令:地方独立行政法人法、公立大学法人大阪定款、大阪府公立大学法人大阪運営費交付金交付要綱

2 内容

公立大学法人大阪の運営に要する経費を交付する。

【事業目標】公立大学法人大阪に係る中期目標 【目標期間】中期計画:令和元年度~令和6年度

【評価方法】大阪府市公立大学法人大阪評価委員会において業務の実績を評価

《上記以外で、財政再建プログラム(案)以降、新たに取り組んでいる事業(主なもの)》

- ①大阪府立大学と大阪市立大学を運営する法人を統合し、公立大学法人大阪を設立【平成31年4月1日】
- ②大阪府立大学と大阪市立大学の統合による新大学の実現【令和4年度を目途】

<財政再建プログラム(案)策定当時>

○事業目的及び事業内容(主なもの)

- ①文化芸術へのアクセスの確保
- ・大阪センチュリー交響楽団の運営支援〔文化振興財団運営事業費〕
- ・現代美術センターの運営〔現代美術振興事業費〕など
- ②文化芸術の情報発信
- ・ワッハ上方の運営〔上方演芸資料館運営費〕
- ・大阪文化再発見事業、新なにわ塾叢書制作等〔文化情報センター事業費〕
- ·大阪21世紀計画事業推進費
- ・水都大阪2009 など
- ③文化芸術活動の支援
- ・市町村文化振興支援事業 市町村立文化ホール等での文化芸術活動の促進
- ・芸術文化振興補助金 民間の芸術文化団体の活動育成を促進
- ・大阪楽座事業 民間団体が実施する歴史的建造物を活用した文化的活動への支援
- ·芸術文化顕彰事業 大阪文化賞、大阪芸術賞、大阪文化祭賞
- ・(社)大阪フィルハーモニー協会への支援

見直し前額 (H20通年ベース): 1,573(1,054)百万円

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

・これまでの府の文化施策を府が果たすべき役割や事業効果等の観点から総括 した上で事業を重点化することにより、今後の文化行政を戦略的に展開

2 見直し内容(主なもの)

・大阪センチュリー交響楽団に対する補助金

"府民が支える楽団"の考え方のもと、会費収入、自主公演収入を十分確保し、 自主性が十分高まることを前提に府の運営補助金は大幅に縮減(平成21 年度)

・府が有する文化施設の抜本的見直し

文化情報センター:廃止(平成20年度中)

「事業内容を精査の上、必要な事業を引き続き実施」

現代美術センター:廃止〔新展開により別途検討〕

ワッハ上方: 府有施設等への移転(平成22年度)

- ・府の役割や事業効果等の観点から、一部の補助金等を廃止、縮小等
- (例) 市町村文化振興支援事業 (廃止)、芸術文化振興補助金 (重点 化、再構築)
- ・イベントの事業内容、効果等の再精査
- (例) 大阪文化賞·大阪芸術賞(休止)、大阪21 世紀計画事業推進費· 水都大阪2009 (関係者等と調整中)

3 実施時期

平成20 年度から順次実施

<公の施設改革>

- ○文化情報センター【廃止】(H20年度中に実施)
- 公の施設としては廃止する
- ・事業については内容を精査の上、必要な事業を引き続き実施
- ○現代美術センター【廃止(新展開により別途検討)】(H22年度末に実施) 機能を大阪市西区江之子島(旧産業技術総合研究所跡地)に移転する (H23 年度当初予定) とともに、各地の倉庫にある収蔵品を集約化し、経費 を節減
- ○上方演芸資料館【他の府有施設等に移転、規模縮小】 (H22年度末までに実施)
 - ・展示機能及び演芸ライブラリー機能のみ存続
 - ・貸主との契約期間であるH22年度末までに移転

◆見直しの経過(改革工程表)

(ヤンチュリー交響楽団)

21年4月~ 府民や企業の支援を得て、府補助金のみに依存しない自立的経営を めざし、補助金を大幅に削減

自立的経営への移行措置として、運営補助を22年度限りで実施 22年度 (文化情報ヤンター)

20年度末 施設を廃止。大阪文化再発見事業は、内容を精査の上、文化課事業 として実施

(現代美術センター)

<移転>

20年度 移転後機能について検討

21年度 移転後機能の方針を決定

22年度 民間事業者が改修工事に着手

工事完了後(23年度中)移転予定 23年度

〈収蔵品集約〉 ※公の施設改革

20年8月~ 賃料の交渉を行い、移転までの間は集約を上回る経費節減を実現

23年3月 賃貸収蔵庫を集約(2か所→1か所)し、更なる経費節減及び事

務の効率化を図る

23年度末まで 各地の倉庫にある収蔵品は、江之子島の移転にあわせて集約を図る (ワッハト方)

20年6月~ 機能のあり方について検討

移転後の機能及び移転先を通天閣とする方針を固める 21年7月

官民協働を強力に進めることや運営経費縮減の提案を受け、改めて現 21年12月 地存続とする方針を決定

22年12月 23~24年度の指定管理者を指定

23~24年度 入場者目標の達成状況等の効果検証を実施するとともに、25年度 以降の官民協力による新たな運営方針を検討

(芸術文化振興補助金)

文化を通じた次世代育成に特化 20年度

(大阪文化賞)

21年4月~ 大阪文化當·大阪芸術當、大阪文化特別當·大阪芸術當特別當·大 阪文化発信賞を「大阪文化賞」として再構築

(大阪21世紀計画事業推進費)

20年12月 (財) 大阪21世紀協会に改革プロジェクトチームを設置

21年3月 財団理事会において「民主体による自立化」を承認

指定出資法人の指定解除(大阪21世紀計画事業推進費を廃止) 21年9月

【効果額(百万円)】20230 20550 20548

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<上方演芸資料館運営費>

23~24年度の目標入館者数40万人/年の達成状況等を見極め、 施設の存続を判断(24年度)

※公の施設改革においても同様の記載

◆見直しの経過(改革工程表)

<上方演芸資料館運営費>

方向性どおり実施済

《公の施設改革》

(施設利用者数の向上等)

- ・23年4月から25年3月までは新たな指定管理者による集客の取組み(目標40万人) 【入館者数の状況】
- ・22年度 28,750人(1月から3月休館)
- ·23年度 163.209人
- ·24年度 140.185人
- ·25年度 10.621人(12月末現在)(4月1日から5月24日まで休館)
- ※常設展示を縮小し、7階に集約した演芸ライブラリーの入館者数

(新たな運営方針の検討)

(23年度)

・入館者数の達成状況等の見極めを行いつつ、25年度以降の官民協力による新たな運営方針の検討会議を立ち上げ、検討開始

(24年度)

- ・23年度から24年度の目標入館者数の実績等から現行形態のままでの現地存続は困難と判断
- ・文化振興会議の意見や議会での議論を踏まえ、当面(2年間)は現地において効率的な運営を行うとともに、巡回展示や大学との連携等によりさらなる資料等の活用を図る。
- ・上記運営の状況を見極め、将来的なあり方について今後検討する。

(25年度)

【運営状況】

・常設展示を縮小(4階・6階・7階→ワンフロア(7階)に集約)し、演芸ライブラリー (7階)の運営により、映像・音声等の演芸番組を無料にて公開

【資料等活用状況】

- ・25年12月末現在、資料の館外展示を7箇所で実施
- ・資料の研究分野等での活用について大学と検討を進めている。

【あり方検討状況及び今後の予定】

- ・25年度実績、26年度計画をもとにあり方検討材料の整理(~26年5月頃)
- ・文化振興会議のアーツカウンシル部会で検討(26年6月~7月頃)
- ・26年9月議会までに府方針(案)を決定

【効果額(百万円)】②295 ②295 ②301

現在の事

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

- ○取組みの方向性
- 〈上方演芸資料館〉 ※公の施設改革
- ・平成25~26年度実績(平成26年度は事業計画を含む) を踏まえ、アーツカウンシルで評価
- ・アーツカウンシルでの評価を踏まえ、平成27年度以降のあり方 について、平成26年9月議会までに府の方針案を決定

◆見直しの経過(取組実績)

- <上方演芸資料館> ※公の施設改革
- ・平成26年7月28日、文化振興会議アーツカウンシル部会から府に対し、大阪独自の文化である上方演芸を後世に伝えていくことは、府の文化行政の担うべき役割の一つであり、現時点では、その仕事は「ワッ八上方」が果たすことが望ましいこと、当面は現在地でワッ八上方の使命を果たすことや、資料の蓄積、閲覧、研究により適した場所がある場合は移転を検討することなどの提言あり
- ・アーツカウンシルの提言を踏まえ、資料の整理・活用等の充実を図る取組みや運営体制等について検討

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

- ○見直しの方向性
- <上方演芸資料館> ※公の施設改革
- ・提言を踏まえ、平成27年4月から府の直営施設とし、収蔵 資料をしっかりと整理活用し、その魅力を十分に引き出せる資料館とするための取組みを推進

◆見直しの経過(取組実績)

- <上方演芸資料館>
- ○平成27年4月から直営化。
- ○有識者からなる資料活用検討委員会(部会を含む)を開催し、収蔵資料の整理を体系的に実施。 ○収蔵資料の展示や諸機関との連携による研究活動等、その魅力を十分に引き出せる資料館とするための取組みを実施。 平成29年度 展示 3回

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

<上方演芸資料館>

- ・平成30年7月 咲洲庁舎に収蔵資料を移設
- ・平成31年4月 リニューアルオープン (常設展示エリア・企画展示エリア・体験エリアを新設)

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業(主なもの)》

◆オーケストラハウス管理費 7(▲1)百万円

1 事業目的

大阪センチュリー交響楽団を運営する(財)大阪府文化振興財団が大阪府から自立化し、平成23年度から「公益財団法人日本センチュリー交響楽団」に移行。 その法人に対し「オーケストラハウス」を貸し付けるとともに、施設の維持管理を行う。

開始終了年度:平成23年度~

2 事業内容

公益財団法人 日本センチュリー交響楽団に対し普通財産「オーケストラハウス」を貸し付けるとともに、貸付物件として保持するために施設の維持管理を行う。 【貸付物件】〈施設名〉オーケストラハウス 〈種別〉建物(普通財産)〈貸付面積〉延1,234.44㎡ 〈貸付料〉8,268千円(R2年度) 〈所在地〉豊中市服部緑地1-7

なお、オーケストラハウスの維持管理については、更新計画に基づき、電気・機械設備を順次更新し、毎年度の更新経費の平準化を図っているところである。

R2当初予算額:493(361)百万円

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業(主なもの)》※つづき

◆江之子島文化芸術創造センター管理運営費 64 (64) 百万円

1 事業目的

文化芸術の創造及び振興を図り、大阪の都市魅力を向上するため大阪府立江之子島文化芸術創造センターにおいて事業を行う。

開始終了年度:平成29年度~平成33年度 根拠法令:大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例

- 2 事業内容
 - (1) 多目的ルームなどの貸館事業
 - (2) 技術的な相談への対応、アドバイス等支援事業
 - (3)講習会、講演会等事業
 - (4) 現代美術作品や関係図書の保管、展示、貸出事業
 - (5) 文化関係の組織や施設とのネットワークの構築、文化情報の収集・提供 など

◆上方演芸資料館管理運営費 71 (71)百万円

1 事業目的

上方演芸の保存・振興・継承を図るため、全国で唯一の演芸資料館である上方演芸資料館(愛称「ワッハ上方」)の管理運営を行う。 また、これまで大阪が培ってきた「笑い」の歴史や魅力を、国内外の観光客にも触れ、楽しみ、体験できる施設として運営する。

·開始終了年度 平成8年度~ (根拠法令 大阪府立上方演芸資料館条例)

2 事業内容

- (1) 上方演芸資料館の運営(資料の収集・保存、活用)
- (2) 資料展示・体験事業の実施(常設、企画展示の実施、ワークショップ等の開催、体験型コンテンツの設置)

《見直し後の事業》としては、この他に、大阪府文化振興基金設置運営費、文化施策推進費、芸術文化顕彰事業費、文化事業奨励費がある。

《上記以外で、財政再建プログラム(案)以降、新たに取り組んでいる事業(主なもの)》

◆大阪文化フェスティバル事業費 230 (130) 百万円

1 事業目的

文化を核として大阪の都市魅力を創造し、発信していく事業として実施。

大阪が誇る上方伝統芸能や上方演芸をはじめ、優れた音楽、演劇、アート等、多彩で豊かな文化の魅力を広く国内外に発信し、インバウンドも含めた多くの観光客を呼び込むことにより、国際エンターテインメント都市の実現を目指す。

開始年度 平成29年度~

2 事業内容

府内のホールや劇場、公園において、上方伝統芸能や上方芸能をはじめ、音楽や舞台、アート、各地で受け継がれている伝統行事などの多彩で豊かな文化資源を 活用した事業(プログラム)を展開する。

く財政再建プログラム (案) 策定当時>

1 事業目的及び事業内容(主なもの)

「府直営実施」

①「男女共同参画推進条例」の運用、「男女共同参画プラン」の策定

② 男女共同参画社会づくりへの取組 顕彰事業や団体、グループ等の活動に対する助成等

③ 事業者の主体的な取組支援 「男女いきいき・元気宣言」事業者の募集登録等

④ 女性に対する暴力への対策 DV被害者への支援(電話相談やカウンセラーの派遣等)

〔財団実施、あるいはNPOとの協働実施〕

① 相談カウンセリング事業 ドーンセンターにおける電話や面接による相談、カウンセリングの実施

② 情報ステーション事業 ドーンセンターに設置したライブラリーの運営等

③ 啓発学習事業 各種講座の開催による啓発、育成

④ その他 広報事業、文化表現事業、国際交流事業等 見直し前額 (H20通年ベース): 466 (194) 百万円

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

市町村や民間との役割分担の観点から、事業を精査

- ・各種相談や情報ステーション、啓発事業のうち、市町村など他機関での対応 や代替が可能と考えられるものについては廃止。
- ・DV相談については、現状においては、市町村等での対応が十分ではないた め、府の事業として存続。

2 見直し内容

(廃止するもの)

- ·文化表現事業(女性芸術劇場等)
- ・国際交流事業 (海外向け情報誌等)
- N P Oとの協催事業等

(縮小、重点化するもの)

相談事業 他機関で代替可能なものは廃止(法律相談等)

・情報ライブラリー 専門図書等に限定

課題解決型で実践的活動につながるものに重点化 •各種講座

3 実施時期

平成20年度から順次実施

<公の施設改革>

- ○女性総合センター【他施設との集約、多機能化】(H21年度中に実施)
- ・館内配置の見直し等によりスペースを創出。対象を女性以外にも拡大
- ・青少年会館の廃止(H20年度末予定)による機能集約施設としての役割 を一部担う

◆見直しの経過(改革工程表)

(文化表現事業等)

20月7月 20年度本格予算で廃止済み

(相談事業)

20年7月 他機関で対応可能なもの(法律相談等)は20年度本格予算で削

減済み

21年4月~ 市町村での手薄な夜間及び土日を中心とした実施体制に変更

(情報ライブラリー)

20年11月~ 専門図書等に限定

(各種講座)

21年4月~ 課題解決型の講座事業に重点化

<公の施設改革>

○男女共同参画・青少年センター (元 女性総合センター)

21年4月 青少年会館の廃止(H20年度末)による機能集約施設としての役 割を一部担う

21年3月 条例改正

21年4月 名称変更「大阪府立男女共同参画・青少年センター」

【効果額(百万円)】20166 2038 20154

R2当初予算額:86(72)百万円

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業(主なもの)》

◆男女共同参画推進事業費 52 (49) 百万円

1 事業目的

大阪府男女共同参画推進条例及びおおさか男女共同参画プラン(2016 - 2020)に基づき、だれもがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画施策を推進する。

2 事業内容

ドーンセンターにおいて、男女共同参画の観点から相談事業を実施する。男女共同参画社会の実現に資するため、市町村職員、学校教職員、府民等を対象に研修等を実施する。また、男女共同参画審議会等の運営、庁内関係部局・市町村・関係民間団体等との総合調整及び連携を図り、男女共同参画施策を推進する。

根拠法令 男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、大阪府男女共同参画推進条例、 大阪府立男女共同参画・青少年センター条例

【事業手法の妥当性】

府は広域自治体として、ドーンセンターを拠点に専門的広域的事業を実施し、市町村の機能の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと施策展開を図ることにより、効果的に男女共同参画の実現をめざすもの。

◆男女共同参画・青少年センター管理運営事業費 16(10)百万円

1 事業目的

ドーンセンターの施設管理運営に指定管理者制度を導入し、より効果的かつ効率的な運営を図る。 根拠法令 大阪府立男女共同参画・青少年センター条例

2 事業内容

ドーンセンターの施設管理部門(利用の承認等利用に関する業務及びセンターの維持、補修に関する業務)に指定管理者制度を導入し、さらなる府民サービスの向上を図る。

《見直し後の事業》としては、この他に、大阪府女性基金設置運営費、男女共同参画・青少年センターESCO事業がある。

《上記以外で、財政再建プログラム(案)以降、新たに取り組んでいる事業(主なもの)》

◆OSAKA女性活躍推進事業費 4(2)百万円

1 事業目的

産学官等で構成する「OSAKA女性活躍推進会議」と連携のもと、女性が輝く大阪の実現に向けて、企業の経営者や若者の意識改革にかかる啓発事業を充実・強化していく。オール大阪で女性の活躍推進に向けた機運醸成に努め、男女が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる元気な大阪をめざす。

2 事業内容

- ・ 行政と経済団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性活躍推進の機運を盛り上げるため、平成27年7月30日に設置したOSAKA女性活躍推進 会議を運営する。
- ・女性が能力を十分に発揮できる大阪をめざし、経済団体、大学等との協働により、企業向けセミナーや若者向けセミナー等を実施する。

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース): 160(160)百万円

2010 年度までに来阪外国人旅行者数を250 万人程度とするためのプロモーションを展開するとともに、教育や産業など多様な交流を促進。

2 事業内容(主なもの)

- (財)大阪観光コンベンション協会(OCTB)への補助という形で以下の事業を実施。
- ①交流型観光集客促進センター設置(31 百万円) 視察交流の専門組織を立ち上げ、教育旅行誘致や産業交流のニーズ調査等を実施。
- ②個人旅行客取込み(対韓国・台湾向け)(15 百万円) インターネットを活用した P R や、若年世代の趣向を捉えたツアー造成。
- ③大阪の魅力発信(20 百万円)
 - ・3 府県連携(京都、兵庫)によるトッププロモーションや、交流協定を活かしたミッション派遣等(対中国)
 - ・新規市場調査(対東南アジア)
 - ・現地旅行者向け下見招待旅行(対アメリカ、オーストラリア)
- ④国内観光客の取り込み(9 百万円)
 - ・首都圏等における3府県合同キャンペーン
 - ・シニア向け旅行商品の造成
 - •修学旅行誘致事業

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

各主体(府・市・民間)の役割分担を整理するとともに、より高い効果が見込める事業に重点化

- ・近隣府県等との連携による広域的な取組みの推進
- ・教育交流など交流型観光の促進
- ・OCTBにおける府・市・民間の共同の取組みの強化

2 見直し内容

- ①次の事業は、経費を精査の上存続
- ・Web等による観光情報の提供
- ・3府県連携トッププロモーション
- ・交流協定を活かしたミッション派遣
- ・教育旅行誘致(学校交流コーディネーターの配置)
- ②府職員派遣の一部見直し

3 実施時期

・平成20年度から順次実施

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成25年度】 大阪観光局を設置

◆見直しの経過(改革工程表)

(左記①の事業)

20年8月~ 見直し案どおり実施

(左記②の事業)

20年8月~ 見直し案どおり府派遣職員1名引上げ

21年4月~ 府派遣職員3名すべてを引上げ

【効果額(百万円)】2087 20101 20101

R2当初予算額: 275 (250) 百万円

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆観光振興事業費

1 事業目的

国内外からの観光客を増加させるための観光施策を展開し、来阪旅行者数の増加及び大阪経済の活性化、国際観光都市・大阪のプレゼンス向上を図る。

2 事業内容

(1) 大阪観光局運営事業

大阪府・大阪市・関西経済界が支援し、オール大阪で観光振興を推進する大阪観光局運営のための分担金

(2) 大阪観光局運営事業 (大阪版DMO※)

地方創生推進交付金を活用し、大阪観光局が大阪版DMOとして「観光地経営」の観点に立った観光地域づくり推進のための事業を実施

 $\times DMO$: Destination Marketing/Management Organization

観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者とともに、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定・実施するための調整機能を備えた法人

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

海外事務所及びプロモーションデスクを設置し、外国企業誘致及び府内企業等の貿易・投資等の国際経済活動を促進。

見直し前額 (H20通年ベース): 204 (204) 百万円

2 事業内容(主なもの)

- ①海外事務所の運営(70百万円) ※上海、シンガポール、カリフォルニア、ロッテルダム (財)大阪国際ビジネス振興協会(IBO)と共同設置。同協会に運営委託。
- ②プロモーションデスクの運営 (3百万円×7か所) ※ベトナム、オーストラリア、インド、遼寧省、中国華南、韓国、タイ 海外事務所に代わる効率的・効果的な機能とし設置。引合斡旋、貿易投資相談、市場調査等を現地法人等に委託。
- ③IBO国内事業 (30百万円+人件費(府派遣、プロパー)62百万円) IBOの会員企業に対する貿易相談、ビジネスマッチング、情報提供など
- ※海外事務所

ושַקּהּאַליּם: 所長1名、次長(現採)1名、現採1名 אָרָהוּ : 所長1名、次長(現採)1名、現採1名 (府市共同設置)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

- ・府の海外事務所を廃止し、機動性の高いデスク方式へ転換(ただし、上海事務所は、市場として の有望性に鑑み、当面存続)
- ・IBOの会員向け事業については、統合予定先の(財)大阪産業振興機構の事業への効果的な統合を図る

2 見直し内容

(BO国内事業) 現時点で統合予定先の(財)大阪産業振興機構の事業では対応できないも

の(貿易相談、ビジネスマッチング)は存続し、その他の事業(情報提供、講座など)は廃止・縮減。

3 実施時期

平成20年度から順次実施

◆見直しの経過(改革工程表)

(海外事務所)

- ・カリフォルニアは21年2月、
- ・ロッテルダムは21年8月、
- ・シンガポールは21年12月に廃止済み

(プロモーションデスク)

- ・北米デスクを21年4月、欧州デスクを21年9月に設置済み
- ・シンガポールデスクは22年4月設置済み

(IBO国内事業) 20年度に実施済み

【効果額(百万円)】2023 2034 2282

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

(プロモーションデスクの設置箇所)※平成24年度に、プロモーションデスクをビジネスサポートデスクへ名称変更

【H21】オーストラリアデスク廃止 【H23】中国遼寧省デスク廃止 【H24】韓国デスク廃止、インドネシアデスク設置 【H25】ミャンマーデスク設置

【H26】中国華南デスク廃止 【H27】シンガポールデスク廃止、トルコデスク設置 【H28】トルコデスク廃止、フィリピンデスク設置

【H29】北米デスク廃止、欧州デスク廃止、マレーシアデスク設置 【H30】フィリピンデスク廃止、マレーシアデスク廃止

(IBO国内事業)

【H20】会員制度を廃止し、サービスの対象を府内中小企業一般に拡大

(支援メニューの充実)

【H22】プロモーションデスクによる現地取引先候補企業紹介や貿易に関する相談について有料で実施

R2当初予算額:89(89)百万円

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆海外事務所等運営費

1 事業目的

府の海外拠点である上海事務所や大阪ビジネスサポートデスクの設置・運営、在外公館や経済団体等とのネットワーク構築などを通じ、国際ビジネス交流及び国際 ビジネス展開支援により府内企業の海外ビジネスチャンスを創出する。

開始終了年度:昭和45年度~ 根拠法令:職員の旅費に関する条例

2 事業内容

- ○赴任旅費等海外事務所活動旅費
 - ・上海事務所駐在員旅費 駐在員の赴任、帰任、一時帰国旅費及び現地における活動旅費
 - ・プロモーションサポートスタッフ旅費 アジア・欧米等での経済交流業務のための出張旅費
 - ・ビジネスグローバル化支援担当課長級職員活動旅費
- ○上海事務所次期駐在予定者等語学研修負担金
- ○上海事務所運営費及び現地プロモーション活動費
- ○ビジネスサポートセンター事業
 - コーディネーターが各国のビジネス事情や貿易・投資の手順、商談の進め方など、窓口を一体化して府内中小企業からの海外ビジネス相談へ対応
- ○成長産業分野海外展開フォローアップ事業
 - 欧米・アジア地域等(ビジネスサポートデスク設置地域除く)への海外展開支援及びそのフォローアップを実施
- ○ビジネスサポートデスク事業

府内中小企業等の支援やアジアの主要地域で販路開拓などのビジネス展開を図る現地企業による大阪への投資・立地の促進を目的として、現地における支援、 サポート機能を提供(令和2年度設置予定箇所:ベトナム、タイ、インド、ミャンマー)

- ・令和元年度より、(公財)大阪産業局へ事業移管するとともに、フィリピンデスク・マレーシアデスク廃止分の予算を活用し、ベトナム・インドデスクの商談会支援機能を強化
- ・令和2年度より、インドネシアデスク廃止分の予算を活用し、タイデスクの商談会支援機能を強化(予定)

見直し前額 (H20通年ベース): 246 (246) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

関空のアジアのゲートウェイ、貨物ハブとしての機能を強化するため地元自治体・経済界と関空会社が連携して就航促進事業を実施

2 事業内容(主なもの)

関西国際空港全体構想促進協議会への分担金

- ① 航空ネットワークの充実強化(就航奨励一時金の支給など)
- ② 空港の利便性・魅力向上(集客イベント、鉄道・バスの割引きっぷ、観光振興等)
- ③ 貨物便の集積、ネットワークの充実強化(貨物便就航奨励一時金制度の創設)

3 事業開始年度

平成17年度 (「関空集客・利用促進事業 として開始)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

- ・平成19年8月に2期事業の限定供用が実現
- ・関空会社の有利子負債について、国において抜本的軽減策が講じられるなど、同 空港の競争力強化が必要

2 見直し内容

国の関西国際空港の事業推進や財務構造の改善等についての基本的な考え方を踏まえ、地元としての関空利用促進への関わり方やその事業内容等について、改めて検討を行う。

3 実施時期

平成21年度

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年11月)

- ・事業の再構築に向け、事業主体である関西国際空港全体構想促進協議 会の構成員(関係自治体・経済界)との間で本格的な協議を開始
- ・関係者間にて、事業の効果性を高めるため、就航奨励一時金制度の充実等、就航ネットワークの強化に向けて重点的に取り組むことで概ね合意(21年7月)
- ・関西国際空港全体構想促進協議会総会において、集客イベントの実施を原則として廃止する等、事業の再構築を行い、「便の張り付け」を最優先に、「出入国の拠点空港」に相応しい就航ネットワークの充実などを柱とする平成21年度の事業計画(案)が承認。以後、順次実施。

【効果額(百万円)】200 2143 2243

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成26年度】 関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業の見直し

・関空のコンセッションを見据え、民間の経営努力を一層促進していく観点から、関西国際空港全体構想促進協議会において事業を重点化し、繰越金の活用を図ることで、 平成**26**年度から分担金を休止。

【効果額(百万円)】20~ 203

見直し前額 (H20通年ベース): 21.647 (21.647) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的·内容

老人、障がい者、乳幼児、ひとり親家庭を対象に、医療機関での一定の自己負担(入・通院、各500円/日、月2回分まで)以外は無料となるよう助成。府は、市町村が 実施する医療費助成事業に対して1/2を補助。

(参考)

- ※【負担上限額】2.500円/月
- ※【所得制限】障がい者:障害基礎年金(全部支給停止)準拠
- ※ 単身収入 650 万円程度 ひとり親家庭:児童扶養手当(一部支給)準拠
- ※ 2人世帯収入 365 万円程度 乳幼児:児童手当特例給付準拠
- ※ 4人世帯収入 860 万円程度
- ※【補助率】H13.4~ 大阪市 3/5→1/2 H18.4~ 大阪市以外 3/5→1/2

2 事業開始年度

・老人医療:昭和47年1月 ・障がい者医療:昭和49年1月 ・ひとり親家庭医療:昭和55年10月 ・乳幼児医療:平成5年10月

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

本府の現在の財政状況に鑑み、将来的にも持続可能な制度とする観点から可能 な負担のあり方について、実施主体である市町村とともに現制度の実態検証を行った 上で対応策を考案し、関係機関等との協議・調整を進める。

2 見直し内容

患者自己負担(1機関 500円×2/月→1割負担) や所得制限の見直しを基本 とし、実施主体である市町村とともに現行制度の検証を行ったうえで見直し内容を検

3 実施時期等

平成21年度実施を目途に市町村、関係機関等との協議・調整を進める。

◆見直しの経過(改革工程表)

20年7月 市町村と共同で「福祉医療費助成制度に関する研究会」を設置 20年9月 研究会として利用実態や、1割負担を導入した場合の影響などの分 析結果を公表

20年11月 研究会として報告書「福祉医療費助成制度のあり方検討論点整 理修介表

21年1月 報告書及び府の危機的な財政状況を踏まえ、福祉医療費助成制度 見直しについての府の考え方を公表

「見直し内容」

・乳幼児医療の所得制限

児童手当(特例給付) 収入約860万円

- ⇒ 児童手当 収入約780万円
- •一部自己負扣額
- 一 医療機関あたり500円以内/日(月2日限度)
- ⇒ 通院 800円以内/日(月2日限度) 入院 2.500円以内/月
- •その他
- ① 救急医療機関における休日・時間外診療時に500 円加算
- ② ひと月あたりの一部自己負担上限額2.500円は変更なし

【結論】

現下の社会情勢を踏まえ、将来的にも持続可能な制度とする抜本的な見直し 【効果額(百万円)】20-21-22-を行うまでの間、現行制度を継続

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

- ・ 福祉医療費助成については、すべての都道府県で 実施されており、事実上ナショナル・ミニマムとなってい る現状を踏まえ、国において制度化されるよう引き続 き強く要請
- ・しかし、医療のセーフティネットとして必要不可欠なこの制度を、国による制度化までの間は、地方単独で持続させていかざるを得ず、対象者の増加、医療費の増高や厳しい大阪府の財政状況にあって、制度の維持継続のためには、給付と負担のあり方など不断の見直しが必要

そのため、医療保険制度の自己負担を軽減する 福祉医療費助成制度の趣旨を踏まえて、対象者の 範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考 慮した制度のあり方について再検討を行う

- ・また、乳幼児医療制度については、市町村が先行して実施してきた経緯もあり、現在も子育て施策の一環として対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を市町村の判断で実施されていることも踏まえた上で、そのあり方を検討
- ・ 今後、障がい者自立支援医療制度、後期高齢者医療制度など、国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、医療が必要な方に対する支援として府が実施すべき医療費助成制度の「守備範囲」を明確化した上で、以上のような観点による検討結果を踏まえ、平成25年度実施を目途に抜本的な見直しを図る

◆見直しの経過(改革工程表)

○国への制度化要請

(22年度~24年度)

・厚生労働省に対し、福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った (25年度)

・引き続き、厚生労働省に対して要望を行う

○制度のあり方についての再検討

【福祉医療費助成制度に関する研究会の開催】

(22年度~23年度)

・制度の実態について検証、今後のあり方について研究するため、実施主体である市町村とともに設置している同研究会を開催

(24年度)

- ・同研究会において検討してきたが、現時点では安定した医療保険制度や国の公費負担制度の見通しが立たないことから、25年度における抜本的な見直しについては、一旦見合わせることとした
- ・国における医療保険制度等の見極めができた段階で、研究会でのこれまでの検討結果を踏まえ、引き続き、 持続可能な制度の構築に向け改めて検討していく

(25年度)

同研究会において、次の通り確認した

- ・社会保障制度改革の方向性は見えてきたものの、未だ、安定した医療保険制度や国の公費負担制度の見通しが立っておらず、一部、先行して見直しを実施しても再度の見直しが避けられない
- ・国における医療保険制度等を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果を踏まえ、持続可能な制度の構築に向け改めて検討するが、スケジュール的には**26**年度の抜本的な見直しの実行は困難である

【検討スケジュール】

(22年度)

- ・乳幼児医療費助成のあり方理念整理
- ・新しい高齢者医療制度等が及ぼす、その他医療費助成制度への影響分析

(23年度)

- ・各制度の課題整理
- ・具体的な基準設定に向けた理念整理

(対象年齢、障がい種別、所得制限等、対象者のあり方)

(助成の範囲、自己負担等、給付と負担のあり方)

(24年度)

- ・福祉医療費助成制度を取り巻く情勢分析
- ・24年度におけるまとめ

(25年度~)

・国における医療保険制度等を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果等を踏まえ、引き続き、持続可能な制度の構築に向け改めて検討していく

見直しの経過(つづき

く財政構造改革プラン(案)における見直し> (つづき)

○見直し方向性 (つづき)

・なお、制度のあり方とは別に、23年度当初から、国の 公費負担医療制度の優先的な適用の厳格化や、事 務処理の効率化による経費抑制に取り組む

◆見直しの経過(改革工程表)

- ○国制度の優先的な適用の厳格化や、経費抑制への取組み (23年度)
- ・23年6月 府内の医療機関に対して公費負担優先順位適正化に係るパンフレット・ポスターを作成・配付
- ・公費負担医療優先化に向けた広報・啓発に取り組み適正な運用を図ることによる、事業費抑制効果(老人・障がい) ⇒ 国公費が優先的に適用されることにより通年ベースで3億円削減(見込)
- ・市町村補助金算定期間変更による予算執行の効率化
- ⇒ 年度内の補助金精算を行うことにより通年ベースで6億円削減(見込)

(24年度~)

・公費負担優先順位適正化及び市町村補助金算定期間変更による予算執行の効率化に引き続き取り組む 【効果額(百万円) H23:850、H24:900、H25:900 】

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

○取組方針

- ・福祉医療費助成制度の国における制度化について は実現していない。この制度が事実上のナショナル・ミニ マムであることから、引き続き、国が果たすべき役割とし て制度化を強く求めていく。
- ・ 福祉医療費助成制度の抜本的な見直しについては、 一旦見合わせたことから、国における医療保険制度等 を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果等を踏 まえ、持続可能な制度の構築に向け改めて検討してい く。

◆見直しの経過(取組実績)

- ・厚生労働省に対して、福祉医療費助成制度の国における制度化に関して要望 【提案・要望】
 - ○平成27年度国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望
 - ○平成27年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(福祉関連)
 - ○市長会・町村長会との共同要望
- ・将来に向けた持続可能な制度とする観点から、府と市町村がともに、制度の実態について検証、今後のあり方 について研究するために立ち上げた研究会を実施。
- ○平成26年度 研究会2回開催 ワーキンググループ7回開催(乳幼児医療3回、4医療4回)
- ・福祉医療費助成制度は、すべての都道府県で実施しており、事実上のナショナル・ミニマムであることから、引き 続き、国が果たすべき役割として制度化を強く求めていく。
- ・福祉医療費助成制度の抜本的な見直しについては、国における医療保険制度等を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果等を踏まえ、持続可能な制度の構築に向け検討していく。

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

○見直しの方向性

福祉医療費助成制度全体の抜本的な見直しについては、国における医療保険制度等を見極めつつ、市町村との研究会での検討を踏まえ、持続可能な制度を構築していく。

このうち、乳幼児医療費助成制度については、先行して、平成 27年度から、補助制度(年齢及び所得制限による対象者の範囲)の再構築を図るとともに、子ども・子育て支援新制度の実施に合わせ、乳幼児医療を含む子育て支援サービスの水準向上に向け、「新子育て支援交付金」を創設。また、福祉医療費助成制度はすべての都道府県で実施されており、事実上ナショナル・ミニマムとなっていることから、国において制度化されるよう、引き続き強く要請。

◆見直しの経過(取組実績)

○厚生労働省に対して、福祉医療費助成制度の国における制度化及び国庫負担金減額措置の 廃止に関して要望し、平成30年度から、未就学児までの分の減額措置については行われないこと となった。

【提案·要望】

- ・平成29年度国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望
- ・平成29年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(福祉関連)
- ・市長会・町村長会との共同要望
- ○府と市町村が共同で設置した研究会における報告書を踏まえ、実施主体の市町村・団体の意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成29年2月の府議会での議決を経て、平成30年4月からの市町村に対する補助制度の再構築が決定した。

R2当初予算額:18,027(18,027)百万円

の経過(つづき

<当面の財政運営の取組み(案)における見直し>

○取組内容

対象者の範囲の選択と集中とあわせ、 受益と負担の適正化を図ることで、新 たな財政負担を伴わない持続可能な ものとする。

◆見直しの経過(取組実績)

平成30年度当初予算編成において、福祉医療費助成制度全体について、対象者・給付の範囲の選択・集中や受益と負担 の適正化等について整理を行った。

《平成30年4月1日からの変更点(下線部分)》

	対象者	対象医療	一部自己負担額			
区分			一日当たりの 負担額	一つの医療機関等 当たりの 負担日数上限	院外調剤への 自己負担	複数の医療機関等を 受診した場合の 月額上限額(※)
障がい者 医療	●精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ●特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で 障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 ●身体障害者手帳1・2級所持者 ●重度の知的障がい者 ●中度の知的障がい者で身体障碍者手帳所持者	医療保険が 適用される医療 ● <u>訪問看護</u> ステーションが	– ეთ	<u>\$:U</u>	ーフ <u>の</u> 薬局当たり 1日 500円以内	<u>3,000円</u>
老人医療	●障がい者医療、ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の 精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外	行う訪問看護 (医療保険分) への対象拡充 ●精神病床への	医療機関・ <u>訪問看護</u> ステーション 当たり入院・ 入院・ 1日 500円以内			
ひとり親家庭医療	●ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ●上記の子を監護する父または母 ●上記の子を養育する養育者 ●ひとり親家庭には裁判所から配偶者暴力等(DV)に関する保護命令が出されたDV被害者を含む。	入院は助成対象外		あり (月 2 回ま	なし	2,500円
乳幼児 医療	就学前児童			で)		

^(※)医療機関等によっては、1カ月当たりの窓口での支払額が3,000円までとなるが、3,000円を超えた場合でも、市区町村の窓口で手続きを行うことで超えた額を償還

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆老人医療費助成事業費 1.423(1.423)百万円

1 事業目的

市町村が実施する老人医療費助成事業に対し補助を行う。

開始終了年度:昭和46年度~ 根拠法令:大阪府市町村老人医療費助成事業費補助金交付要綱を廃止する要綱

- (1) 対象者 平成30年3月31日時点で老人医療費助成制度の助成対象となっている以下の者
 - ①身体及び知的障がい者医療費助成対象者 (※平成30年4月以降は、重度障がい者医療費助成に整理・統合)
 - ②ひとり親家庭医療費助成対象者 (※平成30年4月以降は、ひとり親家庭医療費助成に整理・統合)
 - ③特定疾患治療研究事業実施要綱(平成27年1月改正前)に規定する疾患(一部を除く)を有する者 (※令和3年4月以降は対象外)
 - ④「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核医療を受けている者 (※令和3年4月以降は対象外)
 - ⑤「障害者総合支援法」に基づく精神通院医療を受けている者 (※令和3年4月以降は対象外)
- (2) 所得制限 本人所得 259万円(単身)
- (3) 一部自己負担金 1 医療機関あたり一部自己負担 500円以内/日 1 か月あたり自己負担限度額3.000円
- (4) 対象者数 34.530人
- (5) 補助率 全市町村 1/2

く主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業)》(つづき)

◆重度障がい者医療費助成事業費 10.769 (10.769) 百万円

1 事業目的

市町村が実施する重度障がい者医療費助成事業に対し補助を行う。

開始終了年度:昭和48年度~ 根拠法令:大阪府市町村重度障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱

2 事業内容

- (1) 対象者 ①1~2級の身体障がい者手帳所持者
 - ②重度の知的障がい者
 - ③中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者
 - ④精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
 - ⑤「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費(指定難病)受給者証所持者または特定疾患医療受給者証 所持者であって、障がい年金1級または特別児童扶養手当1級該当者
- (2) 所得制限 本人所得 462万1千円(単身)
- (3) 対象者数 151,148人
- (4) 一部自己負担額 1 医療機関あたり 入通院 各500円以内/日 (1ヶ月あたり負担限度額 3.000円)
- (5) 補助率 全市町村 1/2

◆乳幼児医療費助成事業費 2,690 (2,690) 百万円

1 事業目的

乳幼児医療費助成事業を行う市町村に対し、補助を行う。

開始終了年度:平成5年度~ 根拠法令:大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱

- (1) 対象者 0~6歳(小学校就学前)までの乳幼児
- (2) 所得制限 3人世帯319万円、4人世帯357万円
- (3) 対象者数 209.081人
- (4) 実施主体 市町村(補助率1/2)
- (5) 一部自己負担額 1 医療機関あたり 入通院 各500円以内/日(月2日限度) (1ヶ月あたり自己負担限度額 2,500円)

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》(つづき)

◆ひとり親家庭医療費助成事業費 3,144 (3,144) 百万円

1 事業目的

市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業に対し補助を行う。

開始終了年度:昭和55年度~ 根拠法令:大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱

- (1) 対象者
- ① ひとり親家庭にある18歳に到達した年度の末日までの子
- ② ①を監護する父又は母及び養育者
- (2) 所得制限 児童扶養手当の一部支給の所得制限を準用 (2人世帯所得額230万円)
- (3) 対象者数 181.624人
- (4) 補助率 医療費 1/2 審查支払手数料 1/2 事務費 1/2
- (5) 一部自己負担額 1 医療機関あたり 入通院 各500円以内/日(月2日限度) (1ヶ月あたり自己負担限度額2.500円)

見直し前額 (H20通年ベース): 1.159(1.159) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的·内容

①出産・育児応援事業 645(645)百万円

出産・子育てを社会全体で支える機運づくりを促すとともに、経済的負担感の軽減を図るため、第3子以降の出生1人につき5万円を支給(対象:約1,000人/月)

②子育て支援保育士事業 464(464)百万円

在宅子育て家庭向けに育児相談や園庭開放等を行う民間保育所に対する補助(政令・中核除く)(平成20 年度:290 箇所)

③家庭支援推進保育所事業 50(50)百万円

配慮を要する家庭やひきこもりがちな在宅子育て家庭に対して家庭訪問や出前保育等を行う保育所に対する補助(政令・中核除く)(平成20年度:21箇所)

2 事業開始年度

① 平成19年11月

② 平成17年度

③ 平成16年度

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

平成21 年度より廃止、再構築

市町村が地域の実情を踏まえた制度設計を行えるよう、類似の国庫補助事業も活用し、再構築。

(国庫補助事業の例)

- ·地域子育て支援拠点事業623(311)百万円 (平成20 年度:166 箇所)
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- •育児支援家庭訪問事業

市町村が直接国庫を受けて実施

◆見直しの経過(改革工程表)

(交付金化)

20年8月~ 20年度本格予算で経費を縮減

20年9月~ 交付金制度の原案をとりまとめ、公表

(以降、市町村との協議・調整を実施)

21年1月 交付金の総額について、また、地域福祉と子育て支援の分野を一

本化した「地域福祉・子育て支援交付金(仮称)」等について市

町村と合意

21年4月~ 交付金化

【効果額(百万円)】2035 21,159 221,159

《予算の記載》 ():一般財源

<福祉部>

見直しの経過(つづき)

現在の事業

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

○見直しの方向性

<地域福祉・子育て支援交付金>

・市町村が地域の実情に応じて事業を選択し実施できる交付金の趣旨を活かしつつ、交付対象の見直しなど、より効果的に事業目的の実現に寄与する制度をめざす。

◆見直しの経過(取組実績)

<地域福祉・子育て支援交付金>

- ○平成27年度、対象事業を精査し、国庫補助対象事業や個人に対する現金給付等を対象外とするなど、交付対象の見直しを実施した。
- ○平成**28**年度、対象事業を精査するとともに、市町村の各事業においてアウトプット・アウトカム等の成果目標を設定。
- ○平成29年度、市町村が設定した指標に基づき事業評価を行うなど、効果検証を実施。多くの事業がほぼ目標を達成しており、効果的に事業を実施している結果を得た。

R2当初予算額:3.047(3.047)百万円

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成27年度】乳幼児医療費助成制度の再構築に伴い、市町村の子育て支援施策充実支援のため、「新子育て支援交付金」を創設 【平成30年度】「地域福祉・子育て支援交付金」のうち、子育て支援分野を「新子育て支援交付金」に移管

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆新子育て支援交付金

1 事業目的

乳幼児医療費助成制度の再構築に伴い、市町村における医療費助成をはじめとした子育て支援施策の充実を支援するため、交付金を交付する。 開始終了年度:平成27年度~

2 事業内容

○対象事業

【優先配分枠】・府から提示するモデルメニューに適合する事業に対して優先して配分 【成果配分枠】・各市町村ごとに基準額を算出。各市町村の取組みを評価し、評価に応じて基準額を増減して配分 【市町村計画枠】・各市町村ごとに基本分(均等割と財政割)と調整分(超過事業費割)を合計した額を配分

○対象市町村

【優先配分枠、成果配分枠】・府内全市町村(政令・中核市を含む)

【市町村計画枠】・府内市町村(政令・中核市を除く)

見直し前額 (H20通年ベース): 4.287(1.935) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業内容

①救命救急センター運営補助 387(235)百万円

【国庫補助 国1/3·府1/3·設置者1/3】

国立と公立を除く4ヶ所(関西医大附属病院・近畿大附属病院・済生会千里・三島)の各救命救急センターに対する運営補助【府単独補助】

大阪赤十字病院に対する運営補助(昭和51年度~)

府が独自に三次救急医療機関に位置づけ、単独の運営補助(平成21年度までの経過措置) 38(38)百万円

- 三島救命救急 C に対する単独加算(平成6年度~) 単独設置型救命救急 C の増高経費の一部(単独設置と一般病院併設の場合との医師数の差に対して)について定額補助 45(45)百万円 (高槻市、島本町等で財団法人を設置)
- ②泉州救命救急センター運営委託 1,920(866)百万円

委託先:泉佐野市 (平成6年度~)

③中河内救命救急センター運営委託 1,980(834)百万円

委託先: 府保健医療財団 (平成10 年度~)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方及び見直し内容

①のうち大阪赤十字病院に対する運営補助については、平成20年度で終了すでに救命救急センターとしての診療報酬算定がなされていること、新たに三次救急医療機関に指定される病院との整合性を図る。

①のうち三島救命救急 C に対する単独補助は、当センターが圏域で唯一の三次救急医療機関であることに鑑み継続

②③について、平成20年度から可能な範囲で縮減。運営形態の見直しについては引き続き検討

◆見直しの経過(改革工程表)

(大阪赤十字病院に対する運営補助)

20年度末で終了

(泉州・中河内救命救急センターに係る運営委託)

20年8月~

- ・可能な範囲で経費を縮減
- ・21年2月補正予算において、医療スタッフの充実を図る

21年4月~

・泉州救命救急センターの事務職人件費の削減及び材料費を縮減するととも に、医療スタッフの充実を図る

(運営形態)

○泉州救命救急センター

市立泉佐野病院については、平成23年4月1日付けで「地方独立行政法人りんくう総合医療センター」が運営主体となる予定。今後、地域医療再生計画(平成22年1月策定)に基づき、法人との間で移管に向けた調整を進めていく。

○中河内救命救急センター

疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、一層の機能充実をめざしつつ、 経営改善も視野に入れた運営形態の見直しを進めている。

23年度は、よりよい運営形態を探るため、引き続き見直しを進める。

【効果額(百万円)】20103 20160 20165

44

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

- ○見直し方向性
- <救命救急センター事業費>

救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩す る要素の抑制に努める

<中河内救命救急センター運営費>

- 将来的に運営形態を見直し
- ※公の施設改革

より効率的に運営するため、運営形態のあり方につい て検討をすすめる。

く泉州救命救急センター運営費>

- 25年度末までに移管
- ※公の施設改革

見直

府地域医療再生計画において位置づけられている、 隣接する市立泉佐野病院との運営一体化に向けて、 連携体制や実施プロセス等の検討を行い、25年度ま でに同病院への移管をめざす。

◆見直しの経過(改革工程表)

く救命救急センター事業費>

随時実施

く中河内救命救急センター運営費>

実施時期調整中

※公の施設改革

【地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等】

(22年度~)

・疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、一層の機能充実をめざしつつ、経営改善も視野 に入れた運営形態の見直しを進めている

(24年度)

・移管を前提とした指定管理委託に向けたスケジュールや解決すべき課題等について、東大阪市・ 東大阪市立総合病院と協議している

(25年度)

・運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と協議を継続

<泉州救命救急センター運営費>

方向性どおり25年度に実施済

※公の施設改革

【地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等】

(24年度)

- ・大阪府、泉佐野市、(地独)りんくう総合医療センターの三者で施設移管に関して合意
- ・25年2月議会において、施設の移管に伴う条例の一部改正、財産の譲渡議案などを提案
- ・25年4月に(地独)りんくう総合医療センターへ移管予定(参考)移管後も府が運営費を負担 (25年度)
- ・25年4月に(地独) りんくう総合医療センターへ移管済

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

- ○取組方針
- く中河内救命救急センター> ※公の施設改革

運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病 院と協議を継続していく

◆見直しの経過(取組実績)

<中河内救命救急センター>※公の施設改革

運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と協議を継続中

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

- ○見直しの方向性
- く中河内救命救急センター> ※公の施設改革

運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病 院と協議を継続していく

◆見直しの経過(取組実績)

- <中河内救命救急センター>※公の施設改革
- ○平成29年4月から(地独)市立東大阪医療センターを指定管理者として指定。
- ○運営形態のあり方について、引き続き東大阪市・市立東大阪医療センターと協議を継続していく。 45

《見直し後の事業》

R2当初予算額: 2.388(2.048) 百万円

◆救命救急センター体制整備事業費(うち、救命救急センター運営費補助金)515(280)百万円

1 事業目的

救命救急センターは、初期・二次救急医療機関の後方医療機関として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤救急患者を24時間体制で受け入れ、 地域の救急医療体制を完結する機能を有する三次救急医療機関である。救命救急センターに対して運営費等を補助することで生命の危機を伴う重篤な救急患者へ の医療の確保を目的としている。

根拠法令:大阪府救急医療対策事業運営費補助金交付要綱

2 事業内容

【負担割合】国1/3、府1/3、設置者1/3

【事業開始】昭和54年度

【国庫単価】運営費:171,675千円 ドクターカー:4,701千円

【事業内容】国庫補助事業として関西医科大学総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、大阪府三島救命救急センター及び済生会千里病院の各救命救 急センターの運営に対して補助

なお、大阪府三島救命救急センターに対しては国庫補助事業とは別に府単独の補助を実施

◆泉州救命救急センター運営費補助金 828 (828) 百万円

1 事業月的

平成25年4月に(地独)りんくう総合医療センターに移管した泉州救命救急センターの運営に係る費用を負担(補助)する。 開始終了年度:平成25年度~

2 事業内容

(施設概要)

- ・所 在 地 泉佐野市りんくう往来北2-24
- ·開設年月日 平成6年10月3日
- ·病 床 数 30床(ICU18床、一般12床)
- ・延 面 積 3,334.49平方メートル
- ◆中河内救命救急センター運営費 1.045 (940) 百万円 ※市立東大阪医療センター共用部分負担金を除く。
 - 1 事業目的

高度な救急医療技術を必要とする重篤な救急患者を診療するため、府立中河内救命救急センターを運営する。 根拠法令:大阪府立救命救急センター条例

2 事業内容

中河内救命救急センターの運営を(地独)市立東大阪医療センターに委託の上、実施する。

(施設の概要)

- ·所 在 地 東大阪市西岩田3丁目4番13号
- ·開設年月日 平成10年5月6日
- ·病 床 数 30床(ICU8床、一般22床)
- ・延床 面積 3,448.92平方メートル

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

高齢者の生きがい(活動)支援や地域生活を支援

見直し前額 (H20通年ベース): 3,500 (3,497) 百万円

《予算の記載》 ():一般財源

2 事業内容・開始年度

- (1) 高齢者に対する生きがい(活動)支援: ②通年80(80)百万円
- (ア) ●高齢者大学アクティブシニア事業〔S54~旧老人大学講座〕: 44(44)百万円 生きがい支援のための各種講座を開催(25科目) 補助先:地域福祉推進財団 定員:900名 受講料:23千円
 - ●シルバーアドバイザー養成事業〔S63~〕: 21(21)百万円 地域福祉活動を担うボランティア育成のための講座を開催(9科目) 補助先:地域福祉推進財団 定員:340名 受講料:5千円
- (イ) ●アクティブシニアあふれる大阪構想事業〔H18~〕: 15(15)百万円 団塊の世代向けの講座、大学セミナー(府立大学)、フェア(見本市)開催 「アクティブシニアの日(毎月15日)」の制定、普及啓発 講座・フェア参加者: ⑩約6,000名 大学セミナー参加者: ⑩約100名
- (2) 高齢者に対する生活支援: 20通年743(740)百万円
 - ●高齢者在宅生活総合支援事業(①~④市町村補助事業:補助率1/2)
 - ①高齢者住宅改造助成事業〔S48~〕: 271(271)百万円 ⇒便所・浴室等のバリアフリー化に要する工事費用を補助、⑳予定: 31市町村
 - ②見守り訪問活動事業〔H12~〕: 42(42)百万円 ⇒独居高齢者への訪問・安否確認に要する費用を補助、∞予定:全市町村
 - ③高齢者コミュニティワーカーズ地域支援事業〔H10~〕: 5(5)百万円 ⇒高齢者グループの事業立上げに要する費用を補助、⑳予定:10市町
 - ④街かどデイハウススタッフ研修事業:11(11)百万円(単独) など
 - ●街かどデイハウス支援事業〔H10~〕: 373(373)百万円 民間、NPOが設置するデイハウスの運営費補助(市町村補助1/2) 実施箇所数:134ヶ所(29市町) 補助上限額:600万円/1箇所
- (3) 軽費老人ホーム事務費補助金〔S46~〕:②通年2,677(2,677)百万円 低所得高齢者の自己負担金の軽減額を府が補填(事務費基準額 – 自己負担額) 補助対象施設数:80施設(A型16施設、ケアハウス64施設) ※軽費老人ホームとは、要介護ではないが、身体機能の低下、家庭環境等の理由により、居宅で独立して生活することが困難な60歳以上の高齢者が入所する施設

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方・実施時期

- (1)(ア)平成21年度廃止(イ)特定財源で実施 (ア事業)受益者負担の範囲で実施。なお、平成20年度は大幅な経費縮減を行う。 (イ事業)一般財源の負担が生じない方法で実施。
- (2)高齢者在宅生活総合支援事業は平成21年度に事業廃止。平成20年度は大幅な 経費縮減を行う。
- (①は暫定予算限り、③事業は、平成20年事業廃止)
- ○介護保険対象外の高齢者へのサービスは、平成18年度に制度化された地域支援事業(府の義務負担を伴う国制度)の範囲内で市町村が事業内容・規模を任意で判断し実施

◆見直しの経過(改革工程表)

(高齢者に対する生きがい(活動)支援)

20年度は、(ア) (イ) とも実施

(ア) 高齢者大学アクティブシニア事業等

21年度から府の予算事業としては廃止。新たに設立されたNPO法人 大阪府高齢者大学校が自主的に講座を運営

(イ) アクティブシニアあふれる大阪構想事業

21年度からシニアNPO等を主体に、特定財源等で事業を実施。

(高齢者在宅生活総合支援事業)

20年度 経費の縮減及び事業廃止を方針決定 21年度~ 事業廃止

【効果額(百万円)】20369 20683 20683

当時の事業概要

見直しの経過

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方・実施時期 (つづき)

○街かどデイハウス事業は、平成**21**年度から介護予防に関する取組みを国事業に 移行することで、補助率見直し等制度を再構築。

(3)事業は平成20年8月から一部加算廃止

○入所者負担に直接影響しない施設に対する加算(施設機能加算等)を廃止。

◆見直しの経過(改革工程表)(つづき)

(街かどデイハウス支援事業)

20年10月・新たな補助制度詳細を市町村に説明済

・21年度から市町村において介護予防の取組みが充実するよう、街 デイスタッフ研修、マニュアル作成

21年4月~ 補助率を見直し、再構築

(軽費老人ホーム事務費補助金事業)

民間施設給与等改善費基本分以外の各種加算について、**20**年**8**月以降廃止することを決定、各施設に通知

20年7月 府所管の軽費老人ホーム全施設を対象とした説明会を開催し、見直しについて説明済

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<老人福祉施設運営助成費>

民改費加算の廃止等により、23年度から補助水準を他府県並みに見直し

<街かどデイハウス支援事業>

23年度から地域福祉・子育て支援交付金で対応

◆見直しの経過(改革工程表)

<老人福祉施設運営助成費>

方向性どおり実施済

【効果額(百万円)】②158 ②229 ②343

<街かどデイハウス支援事業>

方向性どおり実施済

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成30年度】

<地域福祉・子育て支援交付金>

・「地域福祉・子育て支援交付金」のうち、「子育て支援」部分を「新子育て支援交付金」に移行し、地域福祉・高齢者福祉分野に特化した「地域福祉・高齢者福祉交付 金」に組替え

R2当初予算額: 2.450(2.450) 百万円

【主要検討事業19】 高齢者の生きがい・地域生活支援事業(つづき)

く主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業(主なもの)》

◆地域福祉・高齢者福祉交付金(地域福祉分を含む。) 902 (902) 百万円

1 事業月的

地域福祉、高齢者福祉の各分野を対象に、市町村が創意丁夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行うことで、府民サービスの向上に資す ることを目的に交付。

開始終了年度:平成21年度~

2 事業内容

市町村が地域の実情に沿った事業計画を府に提出し、要綱に定める配分基準により交付金を交付。

- ○対象事業
 - ・市町村が策定する地域福祉計画に掲げる目標達成に資する地域福祉推進事業
 - ・市町村が策定する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に掲げる目標達成に資する高齢者福祉推進事業

(例:街かどデイハウス事業、介護予防や健康づくりの強化・促進事業等閉じこもりがちな高齢者を支えるために地域で主体的な取組みを目指す住民 の運営のもと、高齢者の社会参加や生きがいづくりをめざす事業)

○交付市町村 政令市・中核市を除く市町村

◆軽費老人ホーム運営助成費 1.548(1.548)百万円

1 事業目的

家庭環境等様々な課題により自宅での生活が困難な高齢者が入所する軽費老人ホーム入所者のための経費負担軽減 開始終了年度:昭和46年度~ 根拠法令:老人福祉法第24条第2項、大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

2 事業内容

社会福祉法人が設置する軽費老人ホームの運営に対し補助

【軽費老人ホーム】

無料又は低額な料金で、6 0歳以上の入所者へ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供することを目的とする施設。府内にはA型とケアハウスがある。 (A型)

居室面積は、収納設備を除き6. 6㎡以上。入所者は、食費・共用部分にかかる光熱水費等の生活費、人件費等のサービスの提供に要する利用料を負担 (ケアハウス)

居室面積は、洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を含め21.6m以上。A型と違い、家賃相当費用も利用料として必要な施設 【補助額】

基準単価×年間入所者数-入所者本人徴収額

【民改費】

平成23年度~平成25年度に段階的に減額

【その他】

国により平成16年度から税源移譲により国庫補助が廃止され一般財源化されるとともに交付税措置

見直し前額 (H20通年ベース): 1.103(1.103) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

○ 事業目的及び事業内容

【①「フミュニティソーシャルワーク機能」配置促進事業費補助金】

要援護者に対するセーフティネット体制構築のため、「見守り」「つなぎ」を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を「中学校区」などに配置する市町村に対して助成。

·580万円/1箇所(府1/2·市町村1/2)

・ ⑨実施筒所数:133筒所

·事業開始:H16年度

【②小地域ネットワーク活動推進事業補助金】

住民参加による「支え合い・助け合い」活動体制整備のため、市町村を通じて「小学校区単位」での地域活動を支援する「市社協」に対して助成。

·府1/2·市町村1/2

・「地区福祉委員会 |活動助成(500千円×530地区)

・「コミュニティーワーカー」設置費(3,000千円×114名)

·事業開始:H10年度

【③高齢者医療·健康·福祉サポート機能等支援事業】

高齢要援護者等に対する「見守り」「つなぎ」機能強化のため、「府社協」に対して助成。

· ⑲ [支援相談員 | 数**48**名

•320万円/人

• 定額補助

·事業開始:H16年度

【④障がい者生活支援センターパワーアップ事業】

障がい者の地域生活支援と市町村相談体制強化のため、「ケアマネジメント推進員」を配置する市町村へ助成。

·320万円/1筒所

·府1/2·市町村1/2

· 19配置筒所: 14筒所

·事業開始:H16年度

【⑤障がい者サービス利用サポート事業】

市町村相談支援機能の補完と施設入所者の地域移行促進のため、「地域生活サポーター」を配置する施設へ助成。

•320万円/1箇所

•定額補助

・ ⑨実施筒所数:11筒所

·事業開始:H17年度

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方及び内容

- ○各事業は平成21年度から廃止
 - *①②は、市町村と調整の上、平成21年度から市町村が地域の実情を踏まえた事業実施ができるよう制度を再構築。
 - *③相談員による在宅高齢者等へのサポート(社会貢献基金の貸付け事務など) ④⑤地域における相談支援体制を強化する事業 ⇒5年間で府の役割が終了
 - * 平成20年度は事業費を10%縮減。 (①②を除く)

◆見直しの経過(改革工程表)

(左記①②の事業)

20年9月~ 交付金制度の原案をとりまとめ、公表

(以降、市町村との協議・調整を実施)

21年1月 交付金の総額について、また、地域福祉と子育て支援の分野を一本化した「地域福祉・子育て支援交付金(仮称)」等について市町村と合意

21年4月~ 交付金化

(左記③の事業)

20年度 事業廃止に向け、関係機関と調整

21年度~ 事業廃止

(左記45の事業)

20年度末 府として役割は終了

【効果額(百万円)】20(1)66(2)0(3)11(4)0(5)7(合計84)

② ①546 ②325 ③168 ④22 ⑤42 合計 1,103

② ①546 ②325 ③168 ④22 ⑤42 合計 1,103

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

○見直しの方向性

<地域福祉・子育て支援交付金>

市町村が地域の実情に応じて事業を選択し実施できる交付金の趣旨を活かしつつ、交付対象の見直しなど、より効果的に事業目的の実現に寄与する制度をめざす。

◆見直しの経過(取組実績)

<地域福祉・子育て支援交付金>

- ○平成27年度、対象事業を精査し、国庫補助対象事業や個人に対する現金給付 等を対象外とするなど、交付対象の見直しを実施した。
- ○平成28年度、対象事業を精査するとともに、市町村の各事業においてアウトプット・アウトカム等の成果目標を設定。
- ○平成29年度、市町村が設定した指標に基づき事業評価を行うなど、効果検証を 実施。多くの事業がほぼ目標を達成しており、効果的に事業を実施している結果を 得た。

R2当初予算額:902(902)百万円

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成30年度】「地域福祉・子育て支援交付金」のうち、「子育て支援」部分を「新子育て支援交付金」に移行し、地域福祉・高齢者福祉分野に特化した「地域福祉・高齢者福祉交付金」に組替え

〈主な事業 (見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等) >

《見直し後の事業》

◆地域福祉・高齢者福祉交付金(※高齢者福祉分を含む。)

1 事業目的

地域福祉、高齢者福祉の各分野を対象に、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行うことで、府民サービスの向上に資することを目的に交付。

開始終了年度:平成21年度~

2 事業内容

市町村が地域の実情に沿った事業計画を府に提出し、要綱に定める配分基準により交付金を交付。

- ○対象事業
 - ・市町村が策定する地域福祉計画に掲げる目標達成に資する地域福祉推進事業
 - (例:高齢者等の見守りや災害時の要支援者支援体制の整備、地域でのボランティア活動の促進等の取組み相談窓口の開設や地域福祉活動拠点の整備など、地域福祉の相談や支援体制を構築する事業等)
 - ・市町村が策定する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に掲げる目標達成に資する高齢者福祉推進事業
- ○交付市町村 政令市・中核市を除く市町村

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的·内容

(1)障がい者に対して、一連の就労面の支援を行い、就労を促進する。52(49)百万円

見直し前額 (H20通年ベース): 294 (252) 百万円

①企業開拓強化事業:34(34)百万円

障がい者の就労実習・雇用先となる企業の開拓 目標:新規雇用企業開拓150社、訪問1万社

②職場実習強化事業:12(12)百万円

障がい者の職場実習協力企業への奨励金支給 障がい者実習 一人当たり2千円/日 目標:実習者数 500人

③職場定着支援強化事業:6(3) 百万円

就労アドバイザーの派遣による職場定着支援 就労支援アドバイザー(有償ボランテイア;18名)派遣 2千円/日

(2) ITによる障がい者の社会参加・就労支援拠点「大阪府ITステーション |を運営する。242(203)百万円

④ITステーション運営費:63(63)百万円 ITステーションの維持管理費・機器リース料等

⑤障がい者IT総合推進事業:68(34) 百万円

IT講習会の実施経費

⑥障がい者テレワーク推進事業:41(36) 百万円

テレワーカー養成、及びテレワーク受注支援 ※テレワーカー: ITを利用した居宅等での就労者

- ⑦障がい者IT就労支援事業等:70(70) 百万円 府庁からのITステーションへの業務発注支援等
- ④~⑦委託/補助先: (社福)大阪障害者団体連合会

2 事業開始年度

(1)平成19年度 (2)平成16年度 (ITステーション開所; 平成16年9月)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

(1) 就労支援関係事業は平成21年度廃止・再構築

(事業①②は平成20年度10%減、事業③は平成20年度から廃止) 障がい者就労支援事業は、川ーワーク等との役割分担を踏まえ、国庫補助事業(就業・生活支援センター事業)等を活用しながら、労働、教育政策等の関連事業との関係整理を行い、再構築。

- ※就業・生活支援センター事業(国庫補助事業): 2084(42)百万円 2018箇所で、障がい者の地域における就労・生活支援の充実を図る
- (2) ITステーション関係事業は平成20年8月~見直し 大阪府ITステーション関係事業は平成21年度から公募制を導入。平成20年度は経 費の縮減を行う。(△55百万円)

2 実施時期

平成20年8月

◆見直しの経過(改革工程表)

(就労支援関係事業)

20年8月 ①企業開拓強化事業及び②職場実習強化事業は20年度10% 減、③職場定着支援強化事業は20年度からの廃止を決定

20年7月~10月 教育委員会・商工労働部との3者による検討ワーキング (3回)

20年11月 再構築案中間報告

21年4月~ 再構築

(ITステーション関係事業)

20年8月 補助金及び委託料で計55百万円の経費縮減を決定

20年10月 委託公募概要案を決定

20年11月 委託公募開始

21年2月 委託候補者の決定

【効果額(百万円) 12057 2197 2297

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

1 見直し方向性

<大阪府ITステーション関係事業 >

協定期間中(~23年度)に効果検証のうえ、期間終了後は就労に直結する 事業に組替え

◆見直しの経過(改革工程表) <大阪府 I Tステーション関係事業 >

方向性どおり実施済

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成30年度】 テレワーク推進事業やその他市町村単位で実施できる講座等を切り離すなど、事業内容の見直しを実施 【令和元年度】 施設の有効活用の観点から、令和元年11月に エステーションを夕陽丘高等職業技術専門校内に移転

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業(主なもの)》

◆大阪府 I Tステーション事業費 24(12)百万円

1 事業目的

第4次障がい者計画の最重点施策の「障がい者の就労支援の強化」を実現させるため、障がい者の特性に応じた就労相談や企業開拓の他、IT講習・訓練等、障がい者のITを活用した就労支援を包括的に行い、『障がい者の雇用・就労支援拠点』として展開する。また、精神障がい者の相談件数が増加傾向にあることから、専門員を配置し相談から定着までの支援体制を強化する。

開始終了年度:平成24年度~

2 事業内容

「大阪府ITステーション」の事業及び運営に関する事業委託費

・施設名称:大阪府 [Tステーション

・所 在 地:大阪市天王寺区上汐4丁目4-1 (夕陽丘技専校内1階の一部及び2階)

·建物概要:地上7階、地下1階(行政財産)

総面積5.531.81㎡

·建物:無償貸付885.77m(総面積の16.01%)

(1階144.12㎡、2階741.65㎡)

商工労働部から行政財産の使用承認

【事業概要】

(1) 障がい者総合支援事業 就労に直結させるため入口(利用者受入)と出口(就労・定着)の支援強化

(2) 障がい者 I T総合推進事業 ①大阪府ITステーション運営(施設運営、建物等の保守管理等) ②ITサポーター養成と派遣

(3) 障がい者就労等支援IT講習・訓練事業 就労等をめざす障がい者を対象に実務を想定したIT講習や企業の求人ニーズやIT関連業務ニーズを踏まえた 訓練を実施

(4) 在宅就業支援体制構築モデル事業 府 I Tステーションと連携のもと、希望する障がい者(テレワーカー)と企業から発注された仕事の効率的なマッチング 体制を構築する等、障がい者の在宅就業を支援する。

《見直し後の事業》としては、この他に、福祉情報コミュニケーションセンター管理運営費(ITステーション関係はこの一部)、障がい者IT就労支援事業費がある。

53

見直し前額 (H20通年ベース): 474 (474) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

在宅障がい者が通所する作業所の助成を行う市町村への補助 【府1/2・市町村1/2(補助実績27市町村)】 I型(定員7~9人) 650万円/年 I型(定員5~6人) 450万円/年

<作業所運営補助実績箇所>

	H15	H16	H17	H18	H19
I 型					75
Ⅱ型	257	203	143	124	28
合計					103

※ H18以前は区分が異なるため合計のみ

※作業所:小規模作業所、共同作業所

障害者自立支援法による授産施設、福祉工場等と異なり、法で定められた自立支援給付等の対象にならない小規模な施設。

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方及び見直し内容

○障害者自立支援法施行前に開設された作業所は、平成**23**年度まで補助。 法施行後に開設された作業所は設立後5年間補助。

[参考]

旧法体系の施設は、平成23年度までに自立支援法体系のいずれかのサービス提供を行う事業所に移行

2 実施時期

平成20年8月

◆見直しの経過(改革工程表)

- ・障害者自立支援法施行前に開設された作業所は、23年度まで補助を実施
- ・20年度から障害者自立支援法に位置付けられた事業所への円滑な移行に向けて、 基金事業を用いた様々な支援策を実施
- ・法施行後に開設された作業所については、財政構造改革プラン(案)(平成22 年10月)において、補助(設立後5年間)対象を22年度開設分までとした。

【参考:財政構造改革プラン(案)抜粋】
「新規分への補助は22年度限り(既補助決定分は継続)」

【効果額(百万円)】200 210 220

[主要検討事業22] 障がい者福祉作業所運営助成費 (つづき)

《予算の記載》():一般財源 <福祉部>

 見直しの経過(改革プラン(案)における見直し>

 1 見直し方向性 新規分への補助は22年度限り(既補助決定分は継続)
 ◆見直しの経過(改革工程表) 方向性どおり実施済 【効果額(百万円)】②158 @252 ⑤252

 現在の事業
 <主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

 H25年度をもって事業終了。

当時の事業概要

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的・内容

見直し前額 (H20通年ベース): 16,339 (13,894) 百万円

- (1) 病院事業費負担金 13,894(13,894)百万円 (障害者リハビリテーションセンター分含む) 救急医療の確保など、行政が負担すべき経費や不採算医療の経費に対する負担金 ~地方独立行政法人法第85条~
- (2) 病院事業費貸付金 2,445(0) 百万円 府立の病院の施設増改築及び資産購入(医療機器等)に要する貸付金 ~地方独立行政法人法第41条~

2 事業開始年度

府立の5病院に対する負担金・貸付金については、平成18年4月の独立行政法人化より。 障害者リハビリテーションセンターに係る運営負担金については、平成19年4月より。

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方及び内容

(1) 負担金

平成20、21年度は、中期計画達成(不良債務解消)に影響を与えないことを前提に最大限の経営努力により額を縮減

H20: ▲260百万円、H21: ▲340百万円

(2) 貸付金

平成20、21年度は、10%の経費縮減 但し、20年度の母子センターの耐震工事は縮減対象外

(事業費 H20: ▲225百万円、H21: ▲225百万円)

◆見直しの経過(改革工程表)

20年8月~21年度 負担金・貸付金 見直し案どおり縮減を実施

22年度 負担金

見直し案(21年度)の縮減を継続

【効果額(百万円)】20260 20340 20340

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

- ○見直し方向性
- <大阪府立病院機構運営負担金> ※障害者リハビリテーションセンター分病院事業費(負担金)と併せて第二期中期計画策定の中で検討
- <病院事業費(負担金)>

第二期中期計画において、負担金を縮減

<病院事業費(貸付金)>

現行水準の範囲内で実施

◆見直しの経過(改革工程表)

< 大阪府立病院機構運営負担金> ※障害者リハビリテーションセンター分 方向性どおり実施済 【効果額(百万円)】2332 2432 2532

<病院事業費(負担金)>

方向性どおり実施済

【効果額(百万円)】②2,000 ②2,000 ⑤2,000

<病院事業費(貸付金)>

方向性どおり実施済

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

○取組方針

見直

の経過

<大阪府立病院機構運営費負担金>

運営費負担金の水準等について検証を行う

◆見直しの経過(取組実績)

- <大阪府立病院機構運営費負担金>
- ・平成25年度に実施した調査分析結果を踏まえ、政策医療に充てられる運営費 負担金の検証を実施(取組効果額)2.098百万円
- ・これまで、運営費負担金の段階的な縮減に努めてきたが、次年度以降も引き続き検証を行い、縮減に努める。

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

- ○見直しの方向性
- <大阪府立病院機構運営費負担金>

元利償還金の増加が見込まれる中にあっても、経営改善の効果、政 策医療・保健衛生行政経費における内容のさらなる精査を行い、段 階的に負担金(運営 費部分)の縮減を図る。

◆見直しの経過(取組実績)

<大阪府立病院機構運営費負担金>

運営費負担金の段階的縮減の取組みとして、平成30年度当初予算において運営費部分の縮減を行う。

【運営費部分】 29当初53.7億円⇒39当初52.1億円

<当面の財政運営の取組み(案)における見直し>

- ○取組内容
- <大阪府立病院機構運営費負担金>

病院機構の経営改善効果、政策医療などの内容の更なる精査を行い、段階的な負担金(運営費部分)の縮減に努める。

◆見直しの経過(取組実績)

<大阪府立病院機構運営費負担金>

引き続き運営費負担金の段階的な縮減を実施 【運営費部分】H31当初51.1億円⇒R2当初50.1億円

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆大阪府立病院機構運営費負担金(※健康医療部分) 7,778 (7,778) 百万円

R2当初予算額:10,477(8,227)百万円

1 事業目的

府が策定する中期目標に基づき、大阪府立病院機構の各病院が公的使命を果たすために実施する政策医療等にかかる経費の一部について、地方独立行政法人 法の規定により府が負担する。

根拠法令:地方独立行政法人法第85条

2 事業内容

大阪府立病院機構の各病院が実施する救急医療や高度医療の確保、精神、結核医療等の政策医療や、建設改良費にかかる経費などについて、地方独立行政法人法等に基づき負担金を支出するもの。

【運営費負担金】

- ○運営費分 ・政策医療分、保健衛生行政事務分
- ○建設改良費に係る元利償還金等分 ・長期貸付金分、移行前地方債分
- ○プロパー採用元府職員退職金分 ・府在職期間分

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業(主なもの)》(つづき)

◆大阪府立病院機構運営費負担金(※福祉部分) 449(449) 百万円

1 事業目的

障がい者に対する専門的な診療機能を確保する。

開始終了年度:平成19年度~ 根拠法令:地方独立行政法人法

2 事業内容

幅広い診療科との連携の下、障がい者に対する専門的な診療及びリハビリテーション医療を行う障がい者医療リハビリテーション医療部門を設置、運営する大阪府立 病院機構に対し、運営費の一部を負担する。

◆大阪府立病院機構建設改良資金貸付金 2.250(0)百万円

1 事業目的

府が策定する中期目標に基づき、大阪府立病院機構の各病院が公的使命を果たすために、政策医療等を実施する上で必要な建設改良資金について、地方独立行政法人法の規定により府が貸付を行う。

根拠法令:地方独立行政法人法第41条

2 事業内容

大阪府立病院機構の各病院が、公的使命を果たしていくために必要な医療機器の更新や施設の改修に要する経費に対して、地方独立行政法人法の規定に基づいて所要額の貸付を行うもの。

○長期貸付金(内容) ·資産購入費 · 增改築工事費

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース):93 (93) 百万円

障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者に対する就労支援事業を実施する市町村に 対し補助等を行う。

2 事業内容

○地域就労支援事業費補助金 90.618千円

【事業内容】·地域就労活性化事業 (講習·講座、事業広報等)

- ・広域連携事業(複数市町村による共同事業等)
- ・コーデ、ィネーター活動推進事業(コーデ、ィネーター設置経費)

【事業主体】・実施主体 市町村 ※政令市を除く(19年度 41市町村、63地域就労支援センター)

【補助の考え方】・補助率 1/2・補助限度額 1市町村あたり5百万円(基本)

- ○地域就労支援]-ディネーター養成研修委託 1.270千円 : 養成講座の企画・実施
- ○地域就労支援促進事業 1.053千円 :事業実施に伴う新たな課題等の検討調査

3 事業開始年度

平成14年度

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

平成14年度の制度導入後、既に6年を経過しているが、相談人数あたりの補助 コストが約2.8万円/件 ※、就労者あたりの補助コストが約13万円/人※と割高 であり、廃止を求める。

(※コストは、H20通年見込額を®相談実人数、就労者で除したもの)

2 見直し内容

本補助金としては廃止し、他の市町村向けの相談事業補助金と併せて交付金制 度を創設。市町村の担当者に対する人材養成事業は別途実施

3 実施時期

平成20年8月

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年9月)

地域就労支援事業をはじめとする4つの相談事業について、個々の相談事業とし ては廃止し、市町村が地域の実情と住民ニーズに沿った取組ができるよう、要綱を 制定し、交付金化を実施

(20年12月)

平成21年度以降の同交付金制度のあり方等について検討し、結果について市 町村向け説明会を開催

(21年4月)

新交付金要綱の制定及び施行

【効果額(百万円) 2093 2093 2093

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<総合相談事業交付金>

23年度までは継続、24年度以降については、本事業の成果や効果を検証し、市 町村とともに本交付金のあり方を検討

◆見直しの経過(改革工程表)

<総合相談事業交付金>

方向性どおり実施済

(相談件数や相談体制、創意工夫の取組みをポイント化し、実績をより重視した 配分区分に再構築し、市町村の相談事業の一層の機能強化を支援) **59**

R2当初予算額: 263 (263) 百万円

現在の事

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

○見直しの方向性

<総合相談事業交付金>

各市町村の実情や自主性を尊重しつつ、平成24年度以降の配分基準見直し を含めた交付金化後の市町村での取組実績による効果検証を行い、より効果 的に事業目的の実現に寄与する制度をめざす。

◆見直しの経過(取組実績)

<総合相談事業交付金>

市町村の協力を得て、コスト関係調査及びヒアリング等を実施するなど効果検証を行った。検証結果や市町村の意見等を踏まえ、より効果的な制度となるよう要綱改正を行い平成29年度から適用した。

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆総合相談事業交付金 263(263)百万円

1 目的

住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進する。

開始終了年度:平成20年度~

根拠法令:大阪府総合相談事業交付金交付要綱

2 内容

- ○対象事業 市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業 ○交付市町村 全市町村
- 《手法の妥当性》

市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するため、大阪府補助金規則及び総合相談事業交付金交付要綱に基づき、市町村に対し交付金を交付する。平成24年度から相談件数や相談体制、創意工夫の取組みをポイント化し、実績をより重視した配分区分に再構築し、市町村の相談事業の一層の機能強化を支援している。

◆市町村就職困難者就労支援推進事業 272 (272) 千円

1 事業目的

様々な阻害要因を抱え、なかなか就職に結びつかない就職困難者を支援する市町村をバックアップするため、市町村就職困難者就労支援担当職員 (就労支援コーディネーター)等の育成・資質向上に向けた事業等を実施する。

- ○困難ケース検討連絡協議会運営事業(市町村が地域内で解決することが困難なケース等について、協議・調整を行う)
- ○就労支援事業推進協議会運営事業(大阪府・市町村就労支援推進協議会の設置・運営による諸課題の整理、問題点の解決、情報交換等)
- 〇市町村就職困難者支援担当職員育成事業(新任就職困難者支援担当職員養成講座、就職困難者支援担当職員スキルアップ研修会の実施)

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース): 2,432(2,432)百万円

小規模事業者等の振興を図るため、府内商工会・商工会議所及び大阪府商工会連合会が行う経営改善普及事業等に対して補助を行う。

2 事業内容

- ○商工会・商工会議所・商工会連合会等に対する補助【2,258百万円】
- (補助内容)・人件費(経営指導員等372人)・事業費(セミナー・講習会開催、記帳指導、普及啓発等)・事務費(経営指導に要する旅費、調査研究費等)
- ○商工会議所及び商工会連合会で共同設置している地域貢献型企業経営サポートセンターに対する補助【174百万円】
- (補助内容)・人件費(経営指導員等16人)・事業費(セミナー・講習会開催、嘱託専門指導員等)・事務費(経営指導に要する旅費、調査研究費等)

3 事業開始年度

昭和35年度

【参考:経営指導員の相談指導件数の推移】 ⑯ 124,019件 ⑰ 124,779件 ⑱ 145,678件

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

相談件数に対する補助コストが高く(約1.7万円/件※)、また、人件費補助中心となっている現状を踏まえ、補助制度を事業費補助に抜本的に見直し、小規模事業者等のニーズを踏まえた事業として再構築を行う。

(※コストは、H20通年見込額を®相談指導件数で除したもの)

2 見直し内容

- ○補助制度の見直しを行うことにより、事業費の縮減を図る。
- ・平成20年度は人件費▲12%、事業費▲20% 平成21年度は▲20%
- ○補助制度の抜本的見直し
- ・人件費補助から事業費補助に転換
- ・事業目標の設定と評価の仕組みの導入(第三者評価委員会の設置、PDCAサイクルの導入)
- ⇒実績に応じた補助に

3 実施時期

平成20年8月

◆見直しの経過(改革工程表)

(補助制度の抜本的見直し)

20年8月~

- ・新しい補助制度による事業実施
- ・人件費補助から事業費補助に転換
- ・事業目標を設定し、第三者委員会を設置してPDCAサイクルを導入

22年4月~〈見直しの加速〉

- ・民間専門家による「経営力向上緊急支援事業」を新設し、同一の条件下でエンドユーザー(小規模事業者等)が商工会等と民間専門家を選べるようにする
- ・カルテ方式を導入し、支援対象事業者毎に、①課題把握→②具体的支援メニューの実施→③支援結果の把握までの支援過程の記録を行い、支援実績や成果を『見える化』
- ・支援メニューを標準化し、その単価を設定する

(補助制度の改善及び事後の事業評価)

20年8月・3月 事業者ニーズ調査等を実施

20年12月 評価委員会を開催(中間報告)

21年5月·12月 評価委員会を開催(20年度事業報告分の事業評価及び中間 報告)

21年8月 事業者ニーズ調査等を実施

22年7月 評価委員会を開催(21年度事業報告分の事業評価)

(事業費の縮減)

20年度は、人件費12%、事業費20%縮減

21年度は、全事業費の15%縮減(H20比)

22年度は、全事業費の5%削減(H21比)

【効果額(百万円)】20217 20365 22469

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<小規模事業対策費・経営力向上緊急支援事業>

- ・民間専門家による「経営力向上緊急支援事業」を新設し、同一の 条件下でエンドユーザー(小規模事業者)が商工会等と民間専門 家を選べるようにする
- ・カルテ方式を導入し、支援対象事業者毎に、①課題把握⇒②具体的支援メニューの実施⇒③支援結果の把握までの支援過程の記録を行い、支援実績や成果を『見える化』
- ・支援メニューを標準化し、その単価を設定することで、実績に応じた補助を実施

(22年度着手)

◆見直しの経過(改革工程表)

<小規模事業対策費・経営力向上緊急支援事業>

(経営力向上緊急支援事業の新設)

○22年6月より実施

【今後の方針】

- ・これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上するなど、所期の目的を達成したことから、経営力向上緊急支援事業は24年度末をもって終了
- ・25年度は、本事業の検証結果を踏まえ、商工会等と民間専門家との連携により、支援 メニューとしての「専門家を活用した経営相談」を強化し、それぞれの強みを活かした、より 効果的な支援サービスを提供

(支援実績や成果を『見える化』)

○22年4月より実施

【今後の方針】

・小規模事業対策費について、これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上してきており、引き続き、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめていく

(支援メニューの標準化)

○22年4月より実施

【今後の方針】

・小規模事業対策費について、これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上してきており、引き続き、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめていく

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

○取組方針

見直

(つづき

<小規模事業対策費>

原材料価格の高騰や消費税率引き上げの影響など、先行き不透明な 経営環境の中、小規模事業者の課題に対応するため、経営相談の強 化をはじめ経営支援サービスのさらなる質の向上に取り組む。

◆見直しの経過(取組実績)

<小規模事業対策費>

- ・商工会等が実施する小規模事業経営支援事業に対する助成を通じて、商工会等が取り組 、む専門家や支援機関との連携などを促進させることにより、小規模事業者の課題に対応した 効果的な支援サービスを提供している。
- ・引き続き、事業全体のPDCAサイクルによる事業評価を行うとともに、必要に応じて現場の実情を踏まえた制度の改善を行い支援サービスの向上に努める。

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

●主な見直し項目

【平成28年度】地域活性化事業を採択するにあたり、事業評価項目に「事業の企画力」の視点を追加

【平成30年度】H30年度から3年間を事業承継の集中取組み期間とし、支援メニューに「事業承継支援」を新設

【令和2年度】支援後の事業者の変化を把握し効果を検証するため、支援メニューに「フォローアップ支援」を新設

商工会・商工会議所の支援力を更に高めるため、地域活性化事業に、(公財)大阪産業局との連携メニューを新設

R2当初予算額: 2.013(2.013) 百万円

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆小規模事業対策費

1 事業目的

府内小規模事業者等が経営の安定・改善・革新に向けた取組みができるよう支援するとともに、まとまりとしての地域産業の活性化を目指すため、商工会若しくは 商工会議所又は大阪府商工会連合会が実施する小規模事業経営支援事業に対して助成を行うことで、小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与する。 開始終了年度:昭和35年度~

根拠法令:商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

2 事業内容

- (1) 小規模事業経営支援事業
 - ○経営相談支援事業[R 1 交付決定済額:871.685千円]

【事業内容】

小規模事業者等の経営課題を明らかにして適切な支援施策の情報をきめ細かく効率的に届けるとともに、記帳支援・金融支援・労務等のベーシックな支援に加え、支援ニーズが増加している販路開拓や事業計画作成支援等の事業者の前向きな取組みをサポートすることにより、事業の持続的な発展に向けた経営支援を行う。

【穑笪根拠】

1事業者あたり 5.000円~50.000円

【活動指標】

経営指導員の相談支援者(件)数 H30:カルテ化企業13.303者

【成果指標】

事業者満足度(30点満点) H30:27.02点

○地域活性化事業[R 1 交付決定済額:**893,402**千円]

【事業内容】

地域産業の活性化を図るため、地域の独自性、主体性を活かし、創業や経営革新を始めとした各種セミナーの開催や地域ブランドの戦略の策定、ものづくり・商業の活性化等の事業を実施する。

【積算根拠】

1事業者あたり 20,200円~101,000円

【活動指標】

事業数 H30:327事業

【成果指標】

事業評価点(14点満点) H30:11.15点

3 基本的な考え方

利用者の満足度は年々上昇しており、引き続き、商工会議所等とのコミュニケーションを密に、利用者のニーズに合った支援事業費となるよう、PDCAサイクルによる改善を継続する。

現在の事業

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース): 4,960(4,960) 百万円

大阪府企業立地促進条例に基づき、大阪産業の高度化及び、活性化を図るため、府内の対象地域における企業の立地・投資に必要な経費の一部を補助する。

2 事業内容 (※金額等は、通年見込みによる)

(1)先端産業補助金(大規模投資等)

補助対象:成長有望分野のうち、先端的な事業と認める工場や研究開発施設の新設にかかる経費・・シャープ堺浜立地関連(4社) 28億6,000万円

(2)府内中小企業等投資促進補助金

補助対象:工場又は研究開発施設の新築・増改築にかかる経費(大企業は先端産業に限る。)・3億5,000万円

(3)新規事業補助金

補助対象:新商品の生産や新生産方式の導入等を行うため土地を購入等し、施設を設置するための経費 ・1億1,400万円 <債務負担行為 2億1,400万円>

(4)外資系企業進出促進補助金

補助対象:成長有望分野かつ先端産業で、国内本部機能の設置、拡充を行う外資系企業の建物賃借料・・3,000万円

(5) その他(継続分等) 45社(予定) ・16億600万円

3 事業開始年度

平成9年度(現行制度は、平成19年度~)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

- ・大規模な立地があった場合の巨額の財政負担
- ・法人事業税の税制改正

などを踏まえ、負担軽減を図るため補助制度見直しを図る。

2 見直し内容

- ・先端産業補助金について、1地域あたり(産業拠点ごと)の補助額を150億円上限とする。
- ・メニューを特化し、新規事業補助金等を廃止。
- ・中小企業等投資促進補助の予算枠管理
- ・現行補助制度の時限設定(~平成22年度)

3 実施時期

平成20年8月

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

より高い誘致・立地効果を得られるよう、新たな立地支援方策の制度設計について検討

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年8月~)

見直し案どおり補助要綱等を改正し、施行済み

(22年度まで)

予算の範囲内で執行を管理

【効果額(百万円)】20145 20209 2040

◆見直しの経過(改革工程表)

方向性どおり実施済 (23年度から新制度実施)

【主要検討事業26】企業立地促進補助金 (つづき)

《予算の記載》 ():一般財源

R2当初予算額:1.185(1,185)百万円

<商工労働部>

見直しの経

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成25年度】 ○企業立地に係るインセンティブの再構築

- ・先端産業補助金の廃止(先端産業の集積は特区税制により推進)
- ・府内投資促進補助金の見直し(中小企業に特化)
- ・ものづくり支援税制の見直し(中小企業への投資支援に集中。対象地域を「産業集積促進地域」に整理)
- ・特区税制※1の創設(最大「地方税ゼロ」のインセンティブ。平成24年12月~平成28年3月)

※ 1 「大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに決し、の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例」の通称名

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆企業立地促進補助金

1 事業目的

大阪産業の高度化及び活性化を図るため、府内の対象地域における企業の立地・投資に必要な経費の一部を補助する。 開始終了年度: 平成9年度~

2 事業内容

○ 外資系企業等進出促進補助金

大阪の成長戦略に掲げるハイエンド都市、中継都市をめざすうえで、特に立地効果の高い外資系企業の立地を促進するもの。外資系企業(本社)の大阪進出 に係る建物賃料等の一部を補助する。

- 府内投資促進補助金
- ・再投資に対するもの

地元市町村との連携の下、ものづくり中小企業の投資を支援することを通じ、既存産業集積地の維持・発展を促進するもの。産業集積促進地域において、工場・研究開発施設の新築・増改築に対して経費の一部を補助する。

・研究開発施設に対するもの

地元市町村との連携の下、本社機能である研究開発拠点の立地促進、流出防止を図るもの。研究開発施設の投資奨励計画をもつ市町村区域内において、 先端研究開発施設の新築・増改築を行う企業に対して経費の一部を補助する。

○ 先端産業補助金(制度廃止前の交付決定分)

補助対象地域において、バイオ・ライフサイエンス、新エネルギー等の分野(先端産業分野)で先端的な事業と認める工場又は研究開発施設の新設を行う企業に対して経費の一部を補助する。

《上記以外で、財政再建プログラム(案)以降、新たに取り組んでいる事業(主なもの)》

◆成長特区税制※2 (特区税制の後継制度)の創設

※2「大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例 1の通称名

1 事業目的

成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化を通じて府内の経済の活性化を図り、もって府民生活の向上に資することを目的とする。

開始終了年度:平成28年度~

- 成長特区に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、新エネルギー又はライフサイエンスに関する事業を行った場合、地方税を軽減する。
- 軽減対象税目:法人府民税、法人事業税、不動産取得税
- 3 特区税制(前制度)からの変更内容(関西イノベーション国際戦略総合特区と連動した制度から、府の独自性が発揮できる制度へとリニューアル)
- 対象区域:特区税制の区域に加え、新たに条例で定める要件を満たし、所要の手続きを行えば対象区域の追加が可能。(追加例:健都、(仮称) 未来医療国際拠点)
- 対象事業:特区税制の事業に加え、今後市場が拡大していくことが見込まれる「水素関連」、「健康関連」の事業を追加。

[主要検討事業27] 家畜保健衛生所再編整備事業

《予算の記載》 ():一般財源

<環境農林水産部>

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース):967(362)百万円

高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症に対する危機管理対策を講じるため、りんくうタウン隣接地に整備される府立大学(獣医学科・獣医学研究科)と併せて整備。

2 事業内容(施設の概要)

(1)全体事業費約10億円

内訳 工事費・備品費等(606百万円) 土地取得費 (361百万円)

- (2)地上3 F 延床面積約1.208 ㎡
- (3)焼却炉、検査室、解剖室などの施設設備を府立大学と共用する。
- (4)統合により、職員定数の7人減及び跡地売却を行い、概ね10年で事業費相当額を捻出する。

3 事業開始年度

- ·平成19 年度 基本·実施設計等(執行済み18 百万円)
- ·平成21 年度~建設工事
- ·平成22 年度 開設

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方・内容

財政状況に鑑み、平成20年度は着工見送り。

着工に係る事前準備が行えるよう、債務負担行為(200億)を設定する。

2 実施時期

平成20年度

◆見直しの経過(改革工程表)

20年4月~6月 財政状況に鑑み、施設建設時期を再検討

20年7月 債務負担行為(200債)を設定

21年4月 着工

22年4月 供用開始

【効果額(百万円)】20362 200 220

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

事業目的である府立大学との供用をH22年4月から開始しており、見直しは完了。

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース):1(1)百万円

府内で排出される魚あらの適正処理とリサイクルの推進のため、府と市町村で組織する協議会(事務局:大阪府)を通じて共同で処理委託を行う

2 事業内容

- ①協議会が魚あらの処理を業者に委託
- ・委託料は、処理に要する経費からリサイクル品販売収益を差し引いた額
- ・府と市町村の負担割合は、府22.5%、大阪市55%、その他市町村22.5% としている
- ②平成20 年度では、魚あら処理の方向性、今後の整備の可否、府市負担割合の検討など、今後の処理方策について検討するための調査を実施

3 事業開始年度

①施設整備に対する補助

昭和60 年度:1.5 億円(府:大阪市= 1:1)

昭和62 年度: 2.5 億円 (府:大阪市:市町村=2:3:1) 平成7年度: 20.3 億円 (国庫2億円、残額は上記負担割合)

②共同処理委託方式は平成6年度から

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

・魚あらは事業系一般廃棄物(排出者に処理責任、市町村が総括的責任)であり、府は市町村等の連携が円滑に進むよう仲介的役割を担うに止まるべき

2 見直し内容

- ①協議会の運営経費のみ負担
- ②魚あら処理委託料等への府負担の廃止
- ③調査委託に関し府負担なし

3 実施時期

平成20 年度

◆見直しの経過(改革工程表)

(協議会の運営経費、魚あら処理委託料、調査委託料等)

20年6月 全市町村に対し府が処理委託料・調査委託料を負担せず、仲介的役割の みを担うことを説明

20年7月 協議会で運営経費の予算承認

20年9月 協議会に負担金 (事務費) を支出

(魚あら処理委託スキームの検討)

20年6月 全市町村から今後の協議会運営に関する意見聴取

20年7月 協議会で共通課題として検討事項を決定

20年11月 協議会において府が処理委託料及び設備更新費用等を負担しないことを前提にした新スキームを検討

21年4月 協議会に施設整備・スキーム検討ワーキングを設置。新スキーム決定をコーディネート

21年12月 協議会で共同処理委託継続等について承認を得る。

22年3月末 新スキームについて協議会で承認を得る **22**年度~ 新スキームに沿った具体策の検討・実施

【効果額(百万円)】201 201 201

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成24年度~】 協議会運営経費は、繰越金を活用することで府負担なし。 【平成27年度】 協議会内に「排出者負担移行検討WG」を設置し検討。

【令和元年度】 協議会の魚あら共同処理委託を廃止し、処理費用は排出者負担へ移行。

【主要検討事業29】安威川ダム、槇尾川ダム事業

《予算の記載》 ():一般財源

見直し前額 (H20通年ベース): 11.059(1.120) 百万円

<都市整備部>

||時の事業概

<財政再建プログラム(案)策定当時>

◆安威川ダム事業 堤高: 76.5m 総貯水容量: 1.800 万㎡

1 事業目的

治水・利水(1万m²/日)80mm/hの雨量に対応

2 事業内容

·補助事業費 1,370 億円 残事業費 673 億円 (H20~) (府負担285 億円)

· 单独事業費 181 億円 残事業費 57 億円 (H20~) (府負担46 億円)

* 用地買収率99%、付替府道70% (H19 末) * H21 ダム本体着丁、H22 年度上期 付替道路の全線供用、H20 年代半ば治水効果の発揮

3 事業開始年度

昭和51 年度~

◆槇尾川ダム事業 堤高:43m 総貯水容量:140 万㎡

1 事業目的

治水 50mm/h の雨量に対応

2 事業内容

・補助事業費 128 億円(H13 時点計画) 残事業費92 億円(H20~)(府負担46 億円) ※別に単独事業費執行済額 1.7 億円 *用地買収率92%、付替府道30%(H19 末) * H20 ダム本体着工、H22 付替道路暫定供用、H20 年代半ば治水効果の発揮

3 事業開始年度

平成3年度~

<財政再建プログラム(案)における見直し>

◆安威川ダム・槇尾川ダム事業(共通)

1 見直しの考え方

財政状況に鑑み、事業スピードを見直す(主要プロジェクトとして点検)

◆安威川ダム事業

2 見直し内容

平成21年度は、本体着丁(事業費:約400億円(H21~H28))を見送り

3 実施時期

平成21年度

※主要プロジェクトの点検

安威川ダムの治水効果、他の治水対策手法との費用比較、事業の進捗状況等を改めて確認し、ダムとしての事業継続は妥当と判断。(財政状況に鑑み、平成21 年度の本体着工を見送り。)

◆槇尾川ダム事業

2 見直し内容

平成20年度は、本体着工(事業費:36.8億円(H20~H26)) を見送り

3 実施時期

平成20年度

※主要検討プロジェクトの点検

槇尾川ダムの治水効果、他の治水対策手法との費用比較、事業の進捗状況等を改めて確認し、ダムとしての事業継続は妥当と判断。(財政状況に鑑み、平成20年度の本体着工を見送り。)

◆見直しの経過(改革工程表)

〇安威川ダム事業

21年度 見直し案どおり見送り

※主要プロジェクトの点検

(本体工事)

22年度

・国よりダム検証の要請があり、大阪府河川 整備委員会において検証中。府としての方 針を決定し、検証結果を国へ報告したうえで、 本体工事(転流工)の着工について判断

〇槇尾川ダム事業

20年度 見直し案どおり見送り

※主要プロジェクトの点検

(本体工事)

22年度

・槇尾川の治水対策について、住民との意見交換を行い、専門家等の意見も踏まえ、 23年2月の戦略本部会議において「ダムに頼らない河川改修」とすることに決定

【効果額(百万円)】204 2077 22 -

合計 R2当初予算額:10.156(451)百万円

見直しの経過(つづ

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

◆安威川ダム

【平成22年9月】国よりダム事業の検証に係る検討の要請を受け、再評価実施要領細目に基づき治水対策案の妥当性等について検討開始。

【平成23年9月】 大阪府河川整備審議会に諮り、府の方針決定《安威川ダムは現計画案とする》⇒同年10月国へ検証結果報告書提出

【平成24年6月】国の対応方針決定(安威川ダム建設事業の継続)

【平成24年12月】現地着工

【平成25年7月】全体計画(変更)認可 事業期間延伸(R3年度)

※ダム事業の検証に係る検討に時間を要し、事業期間を見直し

【平成30年6月】全体計画(変更)認可 事業期間延伸(R5年度)、事業費改定(1.536億円)

※物価上昇等の社会的要因及びダム堤体の基礎や法面などの地質条件の変更に対応する必要が生じたもの

◆槇尾川ダム

【平成25年】 違約金の支払い、業者と和解

【平成28年】 所定の治水安全度を確保

現在、河川改良費で河川改修事業中

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業(主なもの)》

◆ダム建設費 9,684 (445) 百万円

1 事業目的

河川法16条2項により、府が定めた河川整備計画に基づき、治水対策のためダム建設事業を実施する。また、水源地域対策特別措置法12条に基づき、負担金を 支出するもの。 根拠法令:河川法、水源地域対策特別措置法

2 事業内容

100年に一度の大雨(時間雨量80)以程度)への対応として、河川改修とあわせて、ダムの建設を実施する。

◆河川改良費 472(6)百万円(槇尾川に係る分)

1 事業目的

概ね年に1度の大雨への対応(時間雨量**50mm**程度対策)を最低限確保するとともに、少なくとも時間雨量**65mm**程度の降雨による床上浸水が発生しないよう整備を促進する。

2 事業内容

流域の都市化に伴う、保水・遊水機能の低下及び近年頻発している局所的な集中豪雨などに対し、治水安全度が低く、過去に水害を被るなど緊急に治水対策を 要する箇所のうち、公共採択されている河川について、河川改修事業を実施

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

産業団地として買収された旧泉佐野コスモポリス跡地を、府が取得し、公園(緑地)を整備。

見直し前額 (H20通年ベース): 159 (31) 百万円

2 事業内容

- (1)建設事業費
 - ·用地費(H18-19) 15.497百万円 残事業費 0百万円 ·基本設計·調査費(H18-19) 45百万円 残事業費 0百万円 115百万円 残事業費 103百万円 ·実施設計費(H19-26) 2.325百万円 残事業費 2.246百万円 ·整備工事費(H19-26) (合計) 17.982百万円 残事業費 2.349百万円 内訳 : 国庫 1.089百万円 残事業費 1,084百万円 11.990百万円 残事業費 921百万円 地活債 **4,903**百万円 残事業費 一財 344百万円
- (2)維持管理費

管理運営費 1 (1)百万円

3 事業開始年度

平成18年度

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

財政状況に鑑み、事業見直し。

2 見直し内容

- ・平成20 年度は、実施設計及び整備工事を見送り。
- ・民間の協力も含めた整備手法について検討するため、運営会議を設置。

3 実施時期

平成20 年度

◆見直しの経過(改革工程表)

(実施設計等) **20**年度 見直し案どおり見送り

(運営会議)

20年8月~ 見直し案どおり運営会議設置。継続して運営会議を実施

【効果額(百万円)】2030 208 2220

R2当初予算額:65(65)百万円

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成25年度】 事業計画についてH26完了予定からH30完了予定に見直し(事業進捗による見直し) 【平成30年度】 事業計画についてH30完了予定からR10完了予定に見直し(事業進捗による見直し)

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆泉佐野丘陵緑地整備事業費

1 事業目的

みどり豊かな潤いあるまちづくりを進めるため、景観緑地の整備を行う。

根拠法令:都市公園法

2 事業内容

(1) 泉佐野丘陵整備事業

【活動指標】大阪府は最小の財政資源を必要とする施設に限定して投下し、基盤施設の整備を行う。

【事業対象】泉佐野丘陵緑地

【成果指標】ボランティア・企業との連携による公園整備により、景観、環境、地域の活性化に役立つ公園づくりを行う。

【交付要件】国の社会資本総合整備計画に位置づけられたもの

【交付限度額】1/2

(2) 泉佐野丘陵緑地整備事業(運営審議会)

【活動指標】緑地の運営を協議・決定する運営審議会を行う。

【事業対象】泉佐野丘陵緑地

【成果指標】緑地の運営について、府民と一緒に協議決定を行う。

(3) 泉佐野丘陵緑地整備事業(維持補修費)

【活動指標】施設等の維持管理を行うとともに、ボランティアの活動に伴い使用する備品・車両及び用地等の維持管理を行う。

【事業対象】泉佐野丘陵緑地

【成果指標】公園施設の計画的補修等を行い、適切な維持管理を行う。

<建設事業費>

·用地費 **15.497**百万円 残事業費 **0**百万円

·基本設計·調査費 64百万円 残事業費 11百万円

·実施設計費 196百万円 残事業費 53百万円

·整備工事費 2.141百万円 残事業費 880百万円

※総枠180億円の中で、一部割り振りの見直しを行っている。

く維持管理費>

維持管理費 58 (58) 百万円 (R2 当初予算額)

71

現在の事業

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

住宅に困窮する府民の居住を安定的に確保するため、公営住宅を公正・公平に提供。

見直し前額 (H20通年ベース) : 【建設】40,005(3,512)百万円

【管理】12.443 (▲29.780) 百万円

2 事業内容

- ○管理戸数:13.6 万戸(うち大阪市内1.4 万戸、堺市内2.9 万戸)うち昭和40 年代に建築されたもの6.9 万戸
- ○中心的住戸タイプ:3DK
- ○平均家賃:25,000 円程度(3DK、第1分位の場合)
- ○入居者資格:月収20万円以下(改正後は15.8万円以下に)
- ○予算の内訳(平成20 年度予定) 建設系: 312 億円(建替え、計画修繕、耐震改修等) 管理系: 118 億円(公社人件費、施設・設備の維持点検等) ※別途、上記以外に、基金積立金、起債元利償還、府有資産所在市町村交付金、職員人件費あり
- ○使用料(家賃)収入:約340億円 ※管理については、府住宅供給公社が代行

3 事業開始年度

昭和26 年度(公営住宅法施行)

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

・経営の効率化、持続可能性の点検

長期的に見た管理戸数については、今後の社会情勢の変化に応じて、適切に見直すことが必要(団地の統廃合、住棟単位での経営廃止等) 家賃の試免制度については、国の家賃制度改正(平成時代)に合わせ

家賃の減免制度については、国の家賃制度改正(平成21年4月施行)に合わせ て見直し

2 見直し内容

①管理費の縮減(▲ 10%)

公社人件費の縮減、経営合理化(コスト縮減、入札等)

⇒指定管理者制度(公募型)をモデル実施【平成22年度中】

②計画修繕

平成20~22年度の計画修繕は、現状の実施規模を維持したうえで、地方負担ベースで20%削減を実施

③建替え整備

平成20~22年度の建替えは、地方負担ベースで20%削減を実施

④府営住宅整備基金の活用

平成20~22年度まで計画修繕の地方負担ベースの20%相当に基金を充当することにより、現状の実施規模を維持する。なお、平成20年度に限り、建替(直接建設)及び計画修繕についてさらに基金を活用

- * 府営住宅整備基金 同住宅用地の売却益を将来の整備財源として積立
- ⑤減免制度 セーフティネットに相応しいものに再構築【平成21 年度中】

3 実施時期

平成20年度

◆見直しの経過(改革工程表)

(管理費の縮減(▲10%)) 20年8月~ 縮減を実施

(管理費の縮減) ※指定管理者制度のモデル実施 21年4月~ 大阪府営住宅条例の一部改正を施行 21年度 公募 (22年4月1日から実施)

(計画修繕・建替え整備) 20年8月~ 削減を実施

(府営住宅整備基金の活用)

- ・20年8月~ 基金を活用
- ・21、22年度においても、20年度と同様、建替(直接建設)及び計画修繕についてさらに基金を活用

(減免制度)

21年4月~ 国の家賃制度改正、生活保護基準との整合性、府営住宅以外の居住者等との公平性などの観点から見直し、実施

【効果額(百万円)】②【建設】469【管理】965 ②【管理】1,529 ②【管理】2,590

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

<公営(公的)住宅への行政投資のあり方> 【基本理念】

これまでの府営住宅の供給を中心とした政策から、 公的賃貸(公営、公社、UR)、民間賃貸住宅等 を含めた住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を 創造する新たな住宅政策に転換する

低所得者等への住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今回提言し、今後創設が望まれる住宅バウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める

【府営住宅のあり方】

バウチャー制度などの新たなスタイルの住宅セーフティネット政策の構築など、住宅市場全体で必要な住宅の確保に努めるとともに、府と基礎自治体等の協調によるソフト・ハード両面にわたる低所得者や高齢者等への対応を前提として、府営住宅ストックについては将来的に量的な縮小を図る。

<基本的な将来方向>

- ○住宅としてのストックは、今後の必要数を見極める中で耐震化を実施するとともに、良質なものは可能な限り活用することを基本とし、長期的な視点から世帯数の減少動向や住宅市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開する。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす。
- ○府営住宅のセーフティネットとしての役割については、 今後、福祉部門と連携したソフト・ハードでの対応を すすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治 体等が自らの意思により、ストックとしての府営住宅 を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を 構築し、移管をすすめる。

◆見直しの経過(改革工程表)

<公営(公的)住宅への行政投資のあり方>

(将来のストック戸数の半減、府営住宅を活用した多様なサービスの提供など)

- ○住宅まちづくり部、福祉部による検討体制のもと、住宅セーフティネット施策の検討を実施 (23年度)
 - ・社会福祉法人等を対象に、府営住宅団地における事業展開の可能性についてマーケットリサーチを実施
 - ・マーケットリサーチの結果を踏まえ、府営住宅の用地を活用したサービス付き高齢者向け住宅や福祉施設等の導入に向けた枠組みの検討を行い、アクションプログラム(案)を策定し、施設等の導入に着手した
 - ・24年3月に「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」を改定し、今後の住宅セーフティネット施策について、民間賃貸住宅市場を含めた住宅市場全体で展開を図るとともに、府営住宅については、量的な縮小を図ることを位置付けた

(24年度・25年度)

・住宅市場全体を活用した住宅セーフティネットの構築に向け、低所得者向けの家賃補助等によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進や、大阪あんしん賃貸住宅の登録促進、行政と不動産関係団体とのネットワークの構築などの取組みを実施

(府営住宅ストック総合活用計画の改定)

(22年度~23年度)

- ・府営住宅の建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討を行い、その結果を踏まえストック総合活用計画 (素案) を作成し、23年9月にパブリックコメント実施
- ・23年12月にストック総合活用計画をとりまとめ、23年度内公表

(府営住宅資産を活用した市町とのまちづくり(市町移管))

(23年度)

- ・23年4月に府としての基本的考え方を全市町に説明し、23年6月に市町との研究会を設置
- ・23年8月末に研究会中間報告のとりまとめ、23年12月に最終とりまとめ、24年1月公表 (研究会報告書 まとめ)
 - ・府営住宅資産を活用したまちづくりに、府と市町が連携して取り組むべき
 - ・移管についての具体的な協議は各市町と府が対等な立場で個別に進めるべき

(24年度・25年度)

- ・市町移管に関しては、24年6月に府市統合本部において、「大阪市内の府営住宅を大阪市に移管」との基本的方向性(案)をとりまとめ、戦略本部会議において府としての方針決定を行った。現在、移管条件の協議調整、移管対象財産の調査等を行っているところ
- ・「府営住宅の再編整備推進プロジェクト」として、24年度から3ヵ年で、府営住宅の所在する全38市町と、 府営住宅を活用したまちづくり協議の場(まちづくり会議)を設置する。33市町と設置済(26年3月31 日見込)

(参考)【大阪府市統合A項目《公営住宅》の関連項目】

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

- ○見直し方向性
- <公営(公的)住宅への行政投資のあり方> つづき
- 【当面の見直し】 ○府で行うもの
 - ◇ 特別会計の導入
 - ◆建設費・管理費だけでなく、人件費や公債費を含めた府営住宅のフルコストを管理する特別会計を設置し、自律的な住宅経営を展開なお、導入にあたっては、一般会計との繰入ルールを整理
 - ◇ 建替え必要度の精査等
 - ◆高度経済成長期に大量に建設した住宅ストック(約7.3万戸)を中心 に、建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討
 - ◇管理コストなどの見直しや一層の収入確保
 - ◆他団体との水準・検証に基づく管理コストなどの見直し
 - ・建設や管理水準について、他団体や民間との比較を行う
 - ・指定管理者制度については、23年度にモデル地区を拡大し、24年度 に本格実施
 - ◆一層の収入の確保
 - ・低利用地の有効活用や売却(未利用駐車場の時間貸し等)
 - ・民間事業者も活用した建替え実施により、地域特性を踏まえて高層 化を行い、活用用地を創出、売却
- ◇借上げ公営住宅やバウチャー制度等の検討
- ○国に対する制度提言
 - ◆管理戸数未満の建替え、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止をできるよう、明渡し請求権に係る制度改正を提言
 - ◆民間を含めた住宅ストックの活用も可能とする借上げ公営住宅やバウチャー制度等の検討をすすめ、国に対し制度改正を提言

◆見直しの経過(改革工程表)

〈公営(公的)住宅への行政投資のあり方〉 つづき

(特別会計の導入)

・安定した事業運営等に向けて、一般会計からの繰入ルールの整理・検討を行い、 24年度から特別会計を導入

(建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討)

(22年度~23年度)

- ・府営住宅の建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討を行い、その結果を踏まえストック総合活用計画(素案)を作成し、23年9月にパブリックコメント実施
- ・23年12月にストック総合活用計画をとりまとめ、23年度内公表

(管理コストなどの見直しや一層の収入確保等)

- ・活用用地の創出、低利用地の有効活用については、計画的に取り組みを進め、 同プランにおける府有財産の活用・売却による取組額の歳入確保に努める
- ・建設コスト削減や指定管理者制度の導入、定期点検や改善事業にあわせた修繕の実施など、建設・管理のコスト削減に努めた

(指定管理者制度の本格実施)

- ・23年度モデル地区拡大については、22年度中に指定管理者を選定し4月から 指定管理業務を開始
- ・24年度からの本格実施に向けて、モデル実施地区を除く府全域を対象として、 23年7月から指定管理者の公募、選定を行い、23年12月に府議会の議決を経 て指定管理者を指定した
- ・24年4月から本格実施

(国への制度提言)

- ・22年度から24年度に国(国土交通省等)に対し、建替えや用途廃止に係る明 渡し請求権の付与に関する要望を行った
- ・24年3月、住宅バウチャー制度について、国に対して制度提案を実施
- ・24年6月 国の生活困窮者対策の検討の場で、住宅バウチャー制度について提示
- ・24年7月に、住宅セーフティネットの確立・強化へ向け国への提案・要望を実施
- ・住宅バウチャー制度については、国へ提案を行ったものの、財源の確保など、さらに 検討を要する点も多く、すぐに制度創設に至る状況にないが、今後も機会を捉え、 国へ働きかけを行う

<平成26年度行財政改革の取組みにおける見直し>

- ○取組方針
- <公営(公的)住宅への行政投資のあり方>
- ■プラン(案)3カ年の取組実績をふまえた平成26年度取組み
- ○国によるバウチャー制度創設には至っていないため、国において導入に向けた議論が開始されるよう、今後も機会を捉え、国へ働きかける。
- ■将来方向を実現するための平成26年度取組み
- ○ストック総合活用計画を着実に実行する。
- ○住宅市場全体を活用した住宅セーフティネットの取組みを継続して実施。
 - ・大阪あんしん賃貸支援事業の登録促進、府営住宅の福祉施設導入の推進のほか、福祉部門と連携し、不動産事業者や支援団体を加えた居住支援のためのネットワークづくりをすすめる。
- ○府営住宅は地域資源に転換。
- ・「府営住宅を活用したまちづくり協議の場(まちづくり会議)」を平成**26**年度末までに全**38**市町と設置し、地域のまちづくりに活用。
- ・大阪府市統合本部会議等における議論をふまえ、大阪市内府営住宅の大阪市への移管(平成27年度)に向け協議を進める。

◆見直しの経過(改革工程表)

<公営(公的)住宅への行政投資のあり方>

・住宅セーフティネットの確立・強化を図るため、既存の住宅政策の枠組みを超えた総合的な視点に立った仕組み(住宅バウチャー等)を構築してもらうよう、国に対して要望を実施した。(平成26年7月)

(ストック総合活用計画)

- ・ストック計画に示している建替事業や耐震改修事業、中層エレベーター設置事業等の各事業を実施。
- ・引き続き計画に基づく事業を着実に実施し、府民の安全安心の一層の充実に努めていく。

(住宅セーフティネット)

- ・大阪あんしん賃貸支援事業に関しては、平成26年4月に新たなシステムを立ち上げ、 地図や条件による検索、各物件の外観や間取りの画像表示などの機能を導入し、 情報発信の強化を図ったところ。引き続き、一層の登録促進に努める。
- ・居住支援のためのネットワークに関しては、大阪府と不動産関係団体との意見交換会を継続して開催するとともに、地元自治体(市町村)における地域での意見交換会の開催に向けて取り組んでいる。
- ・福祉部門や不動産事業者等との連携した取組みとして、住まい探し相談会の開催 (八尾市・平成26年11月) や、高齢者や障がい者等の入居に伴う家主・事業者 の不安を解消するためのガイドブックの作成(平成26年8月)などの取組みを進め ている。
- ・今後も継続して、住宅市場全体を活用した住宅セーフティネットの構築に努める。

(地域資源に転換)

- ・全38市町と協議の場の設置を完了。府営住宅資産を活用したまちづくりの取組みを 進めている。(平成26年12月末時点)
- ・38市町との協議の場において、府営住宅の地域のまちづくりへの活用を一層進める。
- ・大阪市内府営住宅の大阪市への移管(平成27年8月)に向け、公営住宅タスクフォース等で詳細に協議を進めている。
- ・大阪市内府営住宅の大阪市への移管を進める。また、他の市町についても緊密な連携、協力のもと、移管に向けた取組みを進める。

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

○見直しの方向性

<公営住宅への行政投資のあり方>

近年の人口、世帯の動向、空き家数の増加等、最新のデータを踏まえ、住宅セーフティネットに関する政策を効果検証し、府営住宅の供給を中心とした政策から、府域の住宅全体のストックを活用し、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策への転換を一層推進する。

府営住宅ストックについては、将来的に量的な縮小を図るという方向性を踏まえ、平成28年度に改定するストック総合活用計画において、必要な建替え戸数(活用戸数・用途廃止戸数)の精査を行う。

また、基礎自治体が地域のまちづくりに府営住宅を活用する観点から、府営住宅の市町移管について、市町と緊密な連携・協力のもと、さらに推進する。

◆見直しの経過(取組実績)

<公営住宅への行政投資のあり方>

○平成27年3月に、大阪府住宅まちづくり審議会に「大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方」を諮問。平成28年5月答申。

答申を踏まえ、平成28年12月に「住まうビジョン・大阪」を策定。民間賃貸住宅を含めた府域の住宅ストック全体を活用する政策をより一層推進。

公営住宅については、福祉施策と連携した住民サービスの提供、基礎自治体が主体的に公的資産をまちづくりに活用するという地域主権の観点から、地域に身近な基礎自治体が管理・運営を担うことが望まれるため、府営住宅の市町への移管をさらに推進。

これらの取組みの結果として、府営住宅は将来的に縮減していくことを位置づけた。

- ○「住まうビジョン・大阪」を踏まえ、「大阪府営住宅ストック総合活用計画」を平成28 年12月に策定し、計画期間(平成28~37年度)内における建替事業量や管理 戸数の見通しを記載した。
- ○平成27年8月より大阪市への府営住宅移管を実施(事業中住宅を除く)。
- ○平成30年4月に、大東市への府営住宅移管を実施(第1次移管。3回に分けて順次移管予定)。
- ○大阪市、大東市以外の市町への府営住宅移管について個別協議を実施中。 また、池田市と府営住宅移管に向けた覚書を締結(平成28年12月)。

く主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

1 事業目的

住宅に困窮する府民の居住を安定的に確保するため、公営住宅を公正・公平に提供。

2 事業内容

- ○管理戸数(平成31年3月末時点): 12.2万戸(うち堺市内2.9 万戸、吹田市0.9万戸) うち昭和40 年代に建築されたもの5.2万戸
- ○中心的住戸タイプ:3DK
- ○平均家賃:25.000 円程度(3DK、第1分付の場合)
- ○入居者資格: 月収15.8 万円以下(平成21年4月より)
- ○予算の内訳(令和2当初予算

【歳入】 府営住宅使用料(公営+特公賃):309.8億円、駐車場使用料:33.9億円

【歳出】整備系: 379.6億円(建替え、耐震改修等) 管理系: 185.5億円(指定管理委託料、計画修繕等) ※別途、上記以外に、基金積立金、起債元利償還、府有資産所在市町村交付金、職員人件費等あり

3 事業開始年度

昭和26 年度(公営住宅法施行)

<財政再建プログラム(案)以降、新たに取り組んでいる事業(主なもの)>※上記歳入・歳出からの抜粋

- ◆管理費(滞納等対策費:退去者滞納業務委託) 【歳出予算額】36百万円
 - 1 事業目的
 - ・府営住宅退去者の滞納賃料等の回収業務を外部の弁護士法人等へ委託することにより、収納率の向上を図り、歳入確保に努める。
- 2 事業内容
 - ・府営住宅退去者の滞納賃料等の回収業務 < 平成22年10月より>
 - ・府営住宅退去者の所在、相続人及び現地調査<令和元年10月より>
 - ・保証人等への支払督促く令和2年4月より>
- ◆管理委託料(滞納等対策費:残置物分別・廃棄・移動・保管業務委託) 【歳出予算額】17百万円
- 1 事業目的
 - ・単身死亡未返還住宅の残置物(家財等)の移動等を円滑に行い、府営住宅入居希望者に対し、速やかに住居の提供を行うことにより歳入 確保に努める。
- 2 事業内容
 - ・単身死亡未返還住宅の残置物(家財等)の分別・廃棄・移動・保管 <平成30年4月より>

見直し後額

【府営住宅の整備】37,956百万円 【府営住宅の管理】18,554百万円

現在の事業

《予算の記載》

く主な事業 (見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等) >

◆府営住宅駐車場空き区画の有効活用【歳入予算額】345百万円

1 事業目的

・府営住宅入居者の高齢化に伴い、駐車場利用率が低下しているため、府有財産の有効活用及び府民の利便性向上の観点から駐車場空き区画を民間事業者へ 貸付等を行い、駐車場利用率の向上を図り、歳入確保に努める。

2 事業内容

- ・コインパーキング事業 <平成22年11月より>
- ・カーシェアリング事業 <平成24年2月より>
- ・予約駐車場サービス事業 <平成30年2月より>

◆府営住宅の市町への移管

1 事業目的

・地域のまちづくりや、福祉施策と緊密に連携した住民サービスの提供を進めるために地域経営の主体である基礎自治体が公営住宅を担うことが望ましいとの考えに基づき移管を進める。

2 事業内容

- ・平成27年8月1日より大阪市へ府営住宅を移管(事業中の1団地については、事業終了後に移管)移管団地数・戸数 61団地 12,311戸
- ・平成30年4月1日に大東市へ府営住宅を移管(第1次移管 <3回に分けて順次移管予定>) 移管団地数・戸数 1団地 144戸
- ・平成31年4月1日に門真市へ府営住宅を移管(第1次移管 <3回に分けて順次移管予定>) 移管団地数・戸数 3団地 2,492戸
- ・令和2年4月1日に池田市へ府営住宅を移管予定(第1次移管 <3回に分けて順次移管予定>) 移管団地数・戸数予定 1団地 60戸

見直し前額 (H20通年ベース): 238 (238) 百万円

<財政再建プログラム (案) 策定当時>

1 事業目的

密集住宅市街地の居住環境の改善や防災性向上のため、老朽建築物の除却や建替え、基盤整備等を行う市町村に対して補助。

2 事業内容

- ・対象 老朽建築物の除却・建替え、公共施設整備等に必要な経費
- ·補助率 1/4 (国1/2)、1/6 (国1/3)等
- ・進捗状況 (H19までの見込み) 府費ベースで約42%

(参考)

- ・「災害に強いすまいとまちづくり促進区域 | 21 市町39 地区、2.421ha
- ・密集事業の事業中地区 6 市7 地区、1,354ha 豊中(庄内、豊南町)、守口(大日・八雲東町)、門真(門真市北部)、高石(高石駅西)、 寝屋川(寝屋川)、東大阪(若江・岩田・瓜生堂)

3 事業開始年度

昭和58 年度

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

府と市町村の役割分担を明確にし、府が補助を行う意義や必要性を精査。

2 見直し内容

- ・市町村との役割分担の観点から、府が補助する事業箇所を防災機能の強化に効果的な箇所に限定・重点化。
- ※ 密集市街地の整備については、防災機能の強化を図るため、併せて、他の既存制度(土地区画整理・再開発等)や各種規制・誘導策、財団法人大阪府都市整備推進センターの活用等により、効果的な事業の実施に努める。

◆見直しの経過(改革工程表)

(20年8月)

補助金の対象を防災機能の強化に効果的な箇所に限定・重点化して実施

【効果額(百万円)】2088 2088 2088

3 実施時期

平成20 年度

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○見直し方向性

府の役割(補助対象・補助率等)について整理(23年度)

◆見直しの経過(改革工程表)

方向性どおり実施済

【効果額(百万円)】 237 2414 2514

<当面の財政運営の取組み(案)における見直し>

○取組内容

事業目標の達成に向けて、事業主体である市に対する支援手法を検討する

◆見直しの経過(取組実績)

平成30年3月に「大阪府密集市街地整備方針」を改定し、技術者等派遣により、市の事業執行体制の強化を図るとともに、老朽建築物の除却補助率かさ上げ期間を延長するなど、市の取組みに対する支援を強化。 79

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成25年度】「大阪府密集市街地整備方針」を策定(H26.3)、重点的に改善を図る地区として、「地震時等に著しく危険な密集市街地」(7市11地区 2,248ha)を位置づけ。

【平成26年度】 H26.4月より除却補助の対象区域を「地震時等に著しく危険な密集市街地」に拡大するとともに、補助率をH30.3末までかさ上げ。 併せて、政令市に対する補助を開始。

【平成29年度】「大阪府密集市街地整備方針」を改定(H30.3)、目標達成に向けた新たな推進方策等を位置づけ。

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

R2当初予算額:1,878(1,878)百万円

- ◆密集住宅市街地整備促進事業費(うち、密集住宅市街地整備促進事業費補助金)(※政策的経費)
- 1 事業目的

地震時等に大きな被害が想定される密集市街地の防災性の向上や住環境の改善のため、道路・公園などの地区公共施設の整備、老朽建築物の除却等を行う。 開始終了年度 平成26年度~令和2年度

根拠法令:密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、住宅市街地総合整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱、 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、大阪府密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要綱

2 事業内容

【事業内容】道路・公園などの地区公共施設の整備、老朽建築物の除却等を行う市に対し補助を行う。 【対象市】大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

見直し前額 (H20通年ベース):3,767(3,767)百万円

等面北部斤陵地域において、豊かな自然を享受できる居住空間を確保し、世代を超えて誰もがいきいきと暮らせる健康で快適な都市環境の形成を図る。

2 事業内容

·計画面積:314ha(当初計画:同左)

·計画戸数: 2.900 戸(当初計画: 5.000 戸)

·計画人口: 9.600 人(当初計画: 16.500 人)

事業施行期間:平成8~27年度まで

・事業費: 985 億円(うち残丁事費219 億円)

·事業手法:特定十地区画整理事業

※第1区域(府が主体となって整備)において、都市基盤施設等の整備や維持管理、保留地処分等をPFI手法により実施

3 事業開始年度

- ・平成3年度 事業主体を府企業局に決定
- •平成7年度都市計画決定
- ・平成8年度事業計画大臣認可取得(平成11年2月オオタカの営巣発見)
- ・平成13 年2 月 事業見直し案公表

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方 ※主要検討プロジェクトの点検にも記載あり

- ・第1区域は、引き続き事業の完成をめざす。但し、財政状況に鑑み、 住民生活に最大限配慮しつつ、工事の実施時期を精査。
- ・第2区域は、民間地権者により開発。
- ・第3区域(施設誘致地区)は、新名神高速道路の残土受入に伴い、西日本高速道路㈱が粗造成を実施。府は当該区域の施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を精査の上、粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断。

2 見直し内容

- ・第1区域は、森林公園等整備工事を当面見合わせるとともに、平成20年度の工事発注時期を精査。
- ・職員給、維持管理費、事務費等の縮減(全庁方針に沿った対応)

3 実施時期

平成20 年度(平成21 年度以降の効果額は今後精査)

◆見直しの経過(改革工程表)

(工事の見合わせ等)

- ・森林公園の整備工事を見合わせ、平成20年度工事の実施時期を精査
- ・平成21年度当初予算で住民生活等に必要不可欠な工事等に限定し計上

(第1区域の着実な事業進捗)

事業の進捗管理を適宜実施し、見通しどおり進まない場合には、速やかな原因分析により 対策を講じ、あわせて住民生活に最大限配慮しつつ、一部事業の後送り等の見直し策を検討 (職員給、維持管理費、事務費等の縮減)

全庁方針に沿って縮減済み

※主要検討プロジェクトの点検

<箕面森町(水と緑の健康都市)>

(①着実な事業進捗)

27年度末事業完成

・事業の進捗管理を適宜実施し、見通しどおり進まない場合には、速やかな原因分析により対策を講じ、あわせて住民生活に最大限配慮しつつ、一部事業の後送り等の見通し策を検討

(②民間地権者による開発)

27年度末事業完成

·21年12月 造成工事着手

•24年春 分譲開始予定

(③残土受入条件の確認)

23年度 ・新名神高速道路箕面 I Cと国道 4 2 3 号改良事業の重複部の工程等について調整中。23年度から土砂本格搬入予定

(④基盤整備工事実施の判断)

24年度末 ・新名神の進捗状況、企業ニーズを踏まえ、当該区域の施設立地計画及び保留地処分可能性・採算性等を精査し、基盤整備工事の実施を判断

【効果額(百万円) 20541 20-22-

<財政構造改革プラン(案)における見直し>

○今後の取組方針

- ・第一区域については、計画どおりの契約を達成するために、22年10月から販売形態を見直し、複数社のハウスメーカーの参画等により、27年度までに事業完了できるよう販売に努める。
- ・第三区域の基盤整備工事の実施については、新名神高速道路の進捗状況を踏まえ、施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を十分に精査し、24年度末に判断を行う必要がある。

◆見直しの経過(改革工程表)

〈箕面北部丘陵整備事業特別会計〉 ※主要事業の「将来リスク」の点検

(第一区域の販売)

- ・第一区域の保留地については、26年1月末現在、住宅地532区画中297区画が契約済み
- ・22年10月から6社のハウスメーカー等の企業が保留地販売業務に参画し、販売体制の強化を図ってきた
- ・25年4月からは、土地のみ分譲(建築条件なし)に見合った、不動産会社と広告代理店との業務提携方式 による販売体制により、販売促進を図っているところ
- ・第三区域に着手することから、事業期間を清算期間5年を含めた35年度まで延長する予定 保留地については、33年度までに完売する見込み

(第三区域の基盤整備工事実施の判断)

- ・22年6月に、第三区域への新名神高速道路の残土搬入及び粗造成について、西日本高速道路(株)と確認書を締結
- ・24年度から本格的に新名神高速道路の残土搬入及び粗造成が行われている
- ・25年9月2日から10月31日までエントリー募集を実施した結果、募集面積約25haに対し、36社から約84ha の応募があった
- ・応募結果や応募企業とのヒアリング結果を踏まえ、企業の進出意欲は高いことが確認できたことなどから、保留地処分の可能性や事業採算性を見通せる状況となったため、第三区域の基盤整備工事を実施することとした
- ・都市計画等の立地条件については、企業ニーズを踏まえ変更できるよう、市等の関係機関と調整を行っていく
- ・30年度から企業が操業開始できるよう、27年度に具体的な契約手続きに着手し、29年度以降、順次、土地の引渡しを行うなど事業推進を図る

<行財政改革推進プラン(案)における見直し>

○見直しの方向性

<箕面北部丘陵整備事業特別会計>

・本事業を取巻く状況変化に常に留意しつつ、事業費のコストカットや保留地処分金の収入確保などの取組みを進めていくことで、府費負担のさらなる縮減に努める。

※「将来の財政リスク」の点検

<箕面森町(水と緑の健康都市)第3区域>

- ・箕面森町の第3区域については、施設立地に関する企業判断が明確になり保留地処分の可能性や採算性を見極められる平成26年度までに実施の判断を行うこととしていた。
- ・平成26年1月の府戦略本部会議において、企業のエントリー募集やヒアリングの結果等を踏まえ、企業の進出意欲が高く、保留地処分の可能性が高いことから、事業実施を図ることとした。

また、現在の府費負担額603億円を超過することなく維持できるよう、第3区域だけでなく、第1区域の保留地処分も進めることとしている。

◆見直しの経過(取組実績)

<箕面北部丘陵整備事業特別会計>

- ○平成**30**年度の工事完了に向け、事業費を精査するなどコスト意識を徹底し、事業費の削減に努めている。
- ○平成27年7月より第3区域の企業用地の募集を開始。
- ○第3区域の企業用地及び第1区域の住宅地の販売により保留地処分金の収入確保に取組んでいる。
- <実績(平成30年1月末時点)>

第1区域(536区画中443区画 販売済)

第3区域第 I 期販売(17区画中16区画 販売済,1区画契約手続き中)

第3区域第Ⅱ期販売(公募開始)

見直しの経過(つづき)

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成27年度】 事業計画により事業期間の見直し

【平成28年度】 事業計画により計画戸数・計画人口の見直し

<見直し後の事業内容>

·計画面積:314ha ·計画戸数: 1.800戸(変更前: 2.900戸) ·計画人口: 6.000人(変更前: 9.600人)

・事業施行期間:平成8~今和5年度まで・事業費:868億円(内残工事費:約4.6億円) ·事業手法:特定土地区画整理事業

く行財政改革推進プラン(案)以降の事業進捗(主なもの)>

平成29年度 ・里山 Ⅱ 期分譲開始

・第3区域(企業用地)第2期エリアの分譲開始

・止々呂美吉川線(北ルート)供用開始

・第3区域(企業用地)の一部(3区画)土地引き渡し

平成30年度 ·第3区域(企業用地)完売

・
上々
呂美吉川線
全線
供用開始

・第3区域(企業用地)の一部(13区画)土地引き渡し

平成31年度・第3区域(企業用地)全区画の土地引き渡し完了

(令和元年度)

○第3区域の企業用地及び第1区域の住宅地の販売による保留地処分金の収入確保

<実績(令和元年9月末時点)>

第1区域(536区画中524区画 販売済)

第3区域(18全区画 販売済.R1.10最終区画の引渡し)

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

603億円を超過することなく維持できるよう、引き続き、事業を取巻く状況変化に常に留意しつつ、保留地処分金の収入確保などの取組みを進めていくことで、繰 出金の縮減に努める。

◆箕面北部丘陵整備事業特別会計繰出金

1 事業目的

箕面北部丘陵整備事業の適正かつ効率的な運営及び事業に関する起債の償還等に要する費用に充てるため

2 事業内容

一般会計から箕面北部丘陵整備事業特別会計への繰出金

R2当初予算額:1,094(1,094)百万円

現在の事業

見直し

見直し前額 (H20通年ベース): 4.727(4.727) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

政令を上回る警察官の単独定数が存在。

また、警察官OBを非常勤の「警察専門嘱託員」として雇用し、警察官等に代わって行える補助的業務を担わせることにより、実質的な警察官の増員効果を確保。

2 事業内容

·警察官の単独定数

道路交通法に基づき一般職員として配置していた交通巡視員(520人)を警察官に身分切り替え(昭和51~53年度) その後の累次の政令定数増については、その同数を条例定数に上乗せ(単独定数未解消)

- ※他府県においても、交通巡視員振替相当の政令定数外警察官定数が同様に存在。
- ·警察専門嘱託員

19 年度の予算上の定数は1,080人であり、主に、交番相談員(449人)、子供の安全見守り隊サポーター(19人)のほか、車庫調査員、寮監等として配置

3 事業開始年度

警察官単独定数 昭和51年度

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

府民の安心安全を確保する観点から、今後も警察官の再配置等による業 務執行体制の見直しに努める。

2 見直し内容

·警察官単独定数

警察官単独定数を維持する。引き続き、現場で直接治安維持に当たる警察官の確保に努める。

- •警察専門嘱託員
- 一層の効率的・効果的な配置に努めることにより、同嘱託員数を縮減 (平成22年度までに1.020人に縮減)

〔19年度1,080人、20年度1,067人⇒22年度1,020人〕

(報酬月額は、全庁方針に沿い平成20年8月から▲5.5%) 引き続き更なる経費の縮減に取り組む

3 実施時期

平成21 年度

◆見直しの経過(改革工程表)

(警察官単独定数) 定数を維持

(警察専門嘱託員の縮減) 22年4月から1,020人に縮減

【効果額(百万円)】2093 20242 20318

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

R2当初予算額: 236,706 (236,308) 百万円の一部

《警察官単独定数》

※一般職員を含む全職員に係る人件費

◆ 交通巡視員(520人)を警察官に身分切り替えし(昭和51~53年度)、その同数を政令定数に上乗せ。 交通の安全と円滑に係る指導取締りに関する事務に従事し、社会的問題となっている悪質・危険運転者に対する取締りを始め、交通死亡事故抑止対策等、 組織的な課題に対応。

《警察専門嘱託員》

R2当初予算額: 2.784(2.784)百万円

◆ 予算定員 1,020人(H22~) 令和元年度においては、交番相談員(417人)、車庫調査員(86人)のほか、証拠品管理、運転免許など各種警察関係業務に1,020人を配置。

見直し前額 (H20通年ベース): 2.309 (765) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

老朽化、狭隘化等の著しい警察施設(警察署、交番等)の建替え等を計画的にすすめる。

2 事業内容

- ○警察署(全64署)の計画的な建替え等
 - ⇒新本部庁舎建設期間中は見合わせ

現在、概ね1年1署着工のペース

《事業中箇所》

- ·西堺 H18~20 工事(H20.5 竣工)
- ·布施 H19 実施設計、H20~ 22 工事
- ※次期建替え署は未定
- ○第二枚方署(仮称)の整備

過密状況にある枚方署の分署

H20 基本設計、H21 実施設計、H22~ 24 丁事

○女性専用留置施設の整備

過密収容が慢性化している留置施設の拡充

H19 基本・実施設計、H20~21 工事

○交番(全**609** 箇所)の計画的な建替え等 毎年、計画的に**10** 箇所前後を建替え

<財政再建プログラム (案) における見直し>

1 見直しの考え方

・当面、計画の一部見合わせや執行方法の変更(保有資産の処分など財源確保方策を検討)

2 見直し内容

- ・第二枚方署(仮称)は予定どおり、平成20年度に基本設計に着手
- ・それ以降の建替え等は保有資産の処分などの財源確保方策及び財政状況 の改善等を見極めたうえで判断。
- ・布施署、女性専用留置施設はすでに実施設計済みであり、それぞれ、老朽・ 狭隘化の状況や留置施設の慢性的過密状態を考慮し、計画どおり推進。
- ・布施署用地について、府水道部からの有償取得(約11億円)を取り止め、 賃借(平年ベース約2.800万円)とする。
- ・交番の整備等は、全庁方針に沿い、平成20年度は事業費を2割縮減する。

3 実施時期

平成20年度(平成21年度以降の取扱いは改めて判断)

◆見直しの経過(改革工程表)

第二枚方警察署(仮称)新設

·事業着手済、24年度完成予定

布施警察署建替え

- ·22年10月完成
- ・用地については22年度に取得(一部用地は賃借)

女性専用留置施設新設

·22年3月完成

交番整備

・事業費を2割縮減

警察施設の建替え等は保有資産の処分などの財源確保方策及び財政状況の改善等を 見極めたうえで判断

【効果額(百万円)】20353 21▲26 22▲8

見直しの経過(つづ

<上記以外の見直し(部局長マネジメント等)>

【平成28年度】

大阪府ファシリティマネジメント基本方針に基づき、平成28年度に大阪府警察施設類型別計画を策定し、本計画に基づき警察施設の建替え等を進めている。 本計画では、警察施設の更新時期は、建築後70年以上を目標としているが、劣化が著しい場合、あるいは物理的な狭隘の度合が著しく高い場合など、通常の維持・修繕や改修、増築、他施設の転用等によっても課題の解消、安全性や府民サービスの確保、多様化する警察ニーズへの対応ができない場合は、建築後70年に満たない場合でも更新を検討することとしている。

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業(主なもの)》

◆中堺警察署(仮称)新築事業費 1,658 (92) 百万円 (堺市中区の治安回復を図るため、新たに(仮称)中堺警察署を設置し、地元自治体や住民等と一体となった警察活動を推し進めるべく、警察署庁舎を整備する。開始終了年度:平成29年度~令和3年度)

◆そのほか、守口警察署移転建替整備事業費 1,654(7)百万円 東住吉警察署建替整備事業費 906(130)百万円 交番等整備事業費 187(46)百万円 等

現在の事業

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

標準法に基づく教職員定数とは別に、教職員OBの非常勤職員を学校現場に配置。

見直し前額 (H20通年ベース): 7,696 (7,696) 百万円

2 事業内容

- ○特別嘱託員·若年特別嘱託員〔⑳通年7,056 百万円〕(非常勤報酬:特嘱月151 千円、若特月215 千円):週30H勤務、2,359人
- ・H15 以降の任用者は授業(8H)を担当
- ・学校現場における教育諸課題への対応(生徒指導、いじめ、不登校、障がい児、帰国子女、地域連携など)
- ※・17 年度末で制度廃止(知事部局・警察と共通制度)。
 - ・現在は、17年度までに雇用したもののみ。
 - ・雇用期間は1年だが、勤務成績が良好であると認められる者は、若特は満60歳(特嘱は満63歳) に達する日の属する年度の末日までを限度として更新を繰り返すことができる。
- ○教育専門員〔∞通年**640** 百万円〕(非常勤報酬:月**101** 千円):週20 H勤務、432 人
- ・学校現場における教育諸課題への対応
- ・授業は担当せず
- ※・教育委員会の独自の制度。
 - ・雇用期間は1 年だが、勤務成績が良好であると認められる者は、満63 歳に達する日の属する年度の末日までを限度として更新を繰り返すことができる。

3 事業開始年度

- ○特別嘱託員 : 昭和53~平成17 年度
- ○若年特別嘱託員 : 平成9~17年度
- ○教育専門員 : 平成18 年度~

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方

- ・学校現場における教育諸課題に対しては、基本的に標準法定数に基づく教職員で対応。
- ・授業を担当しない教育専門員の制度は廃止。

2 見直し内容

- ○特別嘱託員•若年特別嘱託員
- ·単価について、5.5%縮減
- ・特別嘱託員・若年特別嘱託員の授業への一層の活用を検討
- ○教育専門員
- ・単価について、5.5%縮減
- ・制度廃止(新規任用しない)

3 実施時期

- ○特別嘱託員‧若年特別嘱託員:平成20 年8 月
- ○教育専門員:平成20 年8 月(単価縮減)

平成21年4月(新規任用しない)

◆見直しの経過(改革工程表)

(特嘱・若特の単価)

20年8月 単価改定を実施(特嘱・若特の活用検討)

20年10月 学校ごとの状況を踏まえ、今後、授業に一層の活用

20年12月 特嘱・若特については、授業だけでなく様々な教育課題に対応していること から、一律に、授業時間数を増やすことは困難であるが、各校の実情に応じ て授業時間を受け持つよう要請し、一層の活用取組みを進める

(教育専門員)

20年7月 21年度に新規任用しないことを決定

20年8月 単価改定を実施

【効果額(百万円)】20367 20595 20765

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

◆非常勤職員費(特嘱)

R2当初予算額:29(29)百万円

1 事業目的

学校の運営を円滑化するため、必要な非常勤職員を確保する。

開始終了年度:~令和3年度

根拠法令:非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、大阪府公立学校非常勤講師取扱要綱、非常勤若年特別嘱託員及び非常勤特別嘱託員取扱要綱

2 事業内容

特別退職措置及びこれに伴う優遇措置要綱(特別退職要綱)」に基づき、満59歳以下で退職した府立学校教職員及び府費負担教職員を「非常勤若年特別嘱託員」として、また、「職員の定年等に関する条例」等の規定に基づき退職した者又は非常勤若年特別嘱託員として満60歳に達する日の属する年度の末日まで雇用された者を「非常勤特別嘱託員」として、その能力・経験を活用するために、引き続き非常勤職員として雇用する。

ただし、退職時の職名が、「校長」、「教頭」、「教諭」であった者については、平成20年8月1日以降、「非常勤講師」として雇用している。 (特別嘱託員については新規任用はせず、任用済みの職員(12名)が雇用年限の上限に達する令和3年度末をもって終了)

見直し前額 (H20通年ベース): 5.614 (5.614) 百万円

<財政再建プログラム(案)策定当時>

1 事業目的

・教職員定数とは別に、業務代替や各校種の特殊事情に応じて非常勤の時間講師を配置

・府立学校における教務事務等の補助のため、非常勤補助員等を雇用

2 事業内容

○時間講師〔@通年 4, 3 7 5 百万円〕 (報酬: 月9,900 円/ H·週+通勤加算)

…校種に概ね共通する配置理由 (初任者研修代替、教科調整、体育実技軽減、クラブ活動、高齢者部分休業・育児短時間代替、首席授業軽減) (内訳)

・小学校 ②通年 4.639 H (特嘱活用▲4.313 H 含む)

・中学校 ②通年 5.339 H (特嘱活用 ▲ 3.228 H 含む)

: 進路指導対応、夜間学級、免許外担任解消等

·高 校 ②通年13.668 H (特嘱活用▲ 374 H 含む)

: 生徒指導、障がい者対策、専門科・選択制対応等

·特別支援 ②通年 4.409 H (特嘱活用▲ 310 H 含む)

: 医療的ケア(看護師)、特別教科(医師)等

·高 専 @诵年 266 H

○教務事務補助員等〔⑳通年 1, 239百万円〕(賃金職員·役務費:日額5,410円他)

・テスト用紙印刷など教務事務の補助

・実習助手や校務員など定数削減の代替

3 事業開始年度

○時間講師: -

○教務事務補助員等:昭和42 年度~

く財政再建プログラム (案)における見直し>

1 見直しの考え方

・時間講師は、事業総量抑制の観点から、縮減。

・定数代替等は、標準法を超過していた定数を削減した代替措置などであり、 今後の校務の効率化等を検討し見直し。

2 見直し内容

○時間講師

・効率的な執行等により、16%縮減(平成20年度は6%縮減)

※活用目的は時間数総量の中で優先順位付け。

○教務事務補助員等

・平成20年度 10%縮減し、20年度末で廃止。(除く病休代替等)

・校務員削減代替は、平成20年度10%縮減し、21年4月で一般管理費と統合。

3 実施時期

○時間講師 平成20 年8 月(10%縮減)平成21 年度(16%縮減)

○教務事務補助員等 平成20 年8 月(10%縮減) 平成21 年3 月末(全廃)

◆見直しの経過(改革工程表)

(時間講師)

20年8月 20年度6%縮減を実施 20年9月 効率的な執行に向けた検討

21年2月 効率的な執行等により、21年度16%縮減を決定

21年4月 縮減を実施

(教務事務補助員等)

20年8月 20年度10%縮減を決定

20年11月 制度廃止を決定

(校務員削減代替の一般管理費との統合)

20年9月 統合に向けた検討

21年2月 一般管理費との統合を決定

【効果額(百万円)】20394 201,774 201,774

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

《見直し後の事業》

- ◆非常勤教職員費(小学校)(中学校)(高等学校)(支援学校)
 - 1 **事業目的** 学校の運営を円滑化するため、必要な非常勤職員を確保する。
 - 2 事業内容 首席の授業軽減や、育児短時間勤務等の取得に対する代替として時間講師を雇用する経費

R2当初予算額:3,794(3,794)百万円

※大阪府立大学工業高等専門学校に係る費用を 除く(府立大学の地方独立行政法人移行に伴 い、交付金化)

見直し前額 (H20通年ベース): 3.048 (3.048) 百万円

1 事業目的

※単独加配教員の人件費を記載

小学校 1・2 年生は、学校生活の基礎を築くべき時期であり、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせるため、35人学級編制を行い、学級の担任や友達との好ま しい人間関係のもとで学級の機能を活かしたきめ細かな指導を行う。

2 事業内容

年度	学級編制基準		実績及び見込み					
			必要教員数			日中粉	府単独	
	1学年	2 学年	1学年	2 学年	計	国定数	内华独	
H16	38	40	97	-	97	45	52	
H17	38	38	98	121	219	148	71	
H18	35	38	265	99	364	158	206	
H19	35	35	283	269	552	178	374	
H20	35	35	284	265	549	178	371	

- ※ ①40人⇒35人で増となるクラス数×1 名の教員を増員
 - ②国定数は、指導方法等改善の国加配定数を活用

3 事業開始年度

平成16 年度から19 年度の4年間で38 人学級編制から35人学級編制へと段階的に移行

<財政再建プログラム(案)における見直し>

1 見直しの考え方・内容

小学校 1・2 年生において35人を基準とした少人数学級編制を行うことと するが、平成21 年度以降、国加配定数の活用により、単独加配371人の 削減(縮減)を行い府負担の軽減を図るとともに、学習集団としての適正 規模の確保について検討する。

2 実施時期

平成21 年度~

◆見直しの経過(改革工程表)

(単独加配の削減)

20年度~ 府単独加配定数の見直しについては、国が新たに措置する定数の状況を 踏まえて検討

21年度 府負担軽減に向けて、国への加配定数を要望

22年度 国からの加配定数を確保することにより、府単独加配を縮減

(適正規模の確保)

20年度~

- ・学習集団としての適正規模について、1 学級の児童数が20人以下となる小学校を 訪問し、合同授業などの指導効果をあげる取組み事例等を把握
- ・調査結果については、市町村の取組みに繋がるよう、報告書に成果をとりまとめ、市町 村へ情報提供を行う

【効果額(百万円)】200 200 22414

<主な事業(見直し後の事業、新たに取り組んでいる事業等)>

R2当初予算額: **0**(**0**)百万円

《見直し後の事業》

※単独加配教員の人件費を記載

小学校 1・2 年生は、学校生活の基礎を築くべき時期であり、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせるため、35人学級編制を行い、学級の担任や 友達との好ましい人間関係のもとで学級の機能を活かしたきめ細かな指導を行っている。

年度	学級編制基準		実績及び見込み					
			必要教員数			国定数	府単独	
	1学年	2 学年	1学年	2 学年	計	国足奴		
R1	35	35	-	150	150	150	0	
R2	35	35	-	146	146	146	0	

※政令市除く。

※1学年は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で35人学級が規定。

※2学年については、国定数を活用し実施。